

G · I · P · S

Global Investment Performance Standards

グローバル投資パフォーマンス基準 - 日本語版 -

2010



Translated into
Japanese by:



(社) 日本証券アナリスト協会

The Security Analysts Association of Japan

The 2010 edition of the Global Investment Performance Standards (GIPS®) was adopted by the GIPS Executive Committee on 29 January 2010.

The Japanese Translation of the GIPS standards, 2010 edition, was adopted by the SAAJ Board of Directors on 1 April 2010.

The copyright of the Japanese Translation of the GIPS standards is owned by the Security Analysts Association of Japan (SAAJ®).

The Security Analysts Association of Japan (SAAJ®) is an endorsed Country Sponsor authorized by the GIPS Executive Committee to promote the GIPS standards. The GIPS® trademark and logo and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.gipsstandards.org.

はじめに：日本における GIPS 基準採択の経緯

日本証券アナリスト協会（The Security Analysts Association of Japan – SAAJ）は、1962年に設立された非営利組織・公益社団法人であり、投資プロフェッショナル育成のための質の高い教育プログラムや継続教育プログラムを提供しているほか、職業倫理の確立、投資パフォーマンス基準、企業会計・ディスクロージャー等の改善のための活動を行っている。会員の所属は、金融、投資関係中心に幅広い分野に及んでおり、会員数は2010年3月現在、個人会員23,000余、法人・賛助会員500余である。

日本証券アナリスト協会が資産運用に関するさまざまな業態をカバーしていることから、各界の協力を得て、日本における投資パフォーマンス提示のための基準の策定、運営を担うこととなり、1999年に「日本証券アナリスト協会投資パフォーマンス基準（SAAJ-IPS）」を制定した。その後、各国基準のグローバル基準への取れんの動きに対応して、SAAJ-IPSは、2006年1月1日付で「グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）」に切り替えられ、SAAJ-IPSの名称も廃止された。当協会は、GIPS カントリー・スポンサーとして、日本における GIPS 基準の普及に継続的に取り組んでおり、大手運用会社のほとんどが既に GIPS 基準に準拠している。また、当協会は、GIPS Executive Committee (GIPS EC) による GIPS 基準発展のための活動に積極的に参画し、基準や組織運営の改善に貢献してきており、今後も、GIPS 基準のさらなる改善、普及に努める方針である。

日本における歴史：

- 1995年に、資産運用業界における投資パフォーマンス提示のための共通基準に対するニーズの高まりを受けて、日本証券アナリスト協会が投資パフォーマンス基準委員会を設置し、基準策定に着手した。策定作業においては、わが国固有の制度や業界慣行を斟酌しつつ、国際的にも通用する基準とすることを目指し、1995年にCFA協会が検討を始めたGIPS基準の内容を慎重に吟味し参考とした。その結果、GIPS基準（1999年版）をコア基準としてすべて組み込んだうえ、GIPS基準には当時規定のなかった不動産、ベンチャー投資、税引き後パフォーマンスに関する基準も含めて、1999年にSAAJ-IPSを制定した。
- SAAJ-IPSは、制定時点で既にGIPS基準のすべてをコアとして含んでいたが、GIPS基準を所管していたCFA協会傘下の投資パフォーマンス協議会（IPC）が2000年に定めた、GIPS基準採用のためのガイドラインに従い、2002年に日本版GIPS（Japanese Version of GIPS）として改訂された。
- 2005年にGIPS基準がIPCにより改訂され、それまでGIPS基準に規定のなかった不動産、プライベート・エクイティに関する基準が新たに導入されるとともに、内容の整備、改善が進んだ。同時に、IPCでは、各国におけるGIPS基準採用に関するガイドラインを新たに制定し、GIPS基準の英語版か当該国の言語に翻訳する“Translation of GIPS”（TG）のいずれかを採用する方式を定めた。これを受けて、SAAJ-IPSは、2006年1月1日付でGIPS基準日本語版に切り替えられた。
- 各国基準のGIPS基準への取れんが進んだことから、従来のIPCは解散し、各国のGIPSカントリー・スポンサーがGIPS基準の組織運営に直接参加する仕組みを反映した新たなガバナンス機構が2006年に発足した。当協会は、日本におけるGIPSカントリー・スポンサーとして、GIPS EC傘下のGIPS Councilとアジア・太平洋地域小委員会にメンバーとして参加しており、また、当協会の投資パフォーマンス基準委員会の委員数名が、GIPS ECの各種専門小委員会やワーキング・グループに参加している。こうした活動を通じて、基準の改訂や解釈文書等の策定に積極的に貢献している。
- GIPS基準の2010年版は当協会によって日本語に翻訳され、日本語版は2010年4月に当協会の理事会によって承認された。
- GIPS基準の日本語版と英語版との間に矛盾が生じた場合は、英語版を正本とする。

2010年4月

社団法人 日本証券アナリスト協会

グローバル投資パフォーマンス基準
Global Investment Performance Standards
(GIPS[®])

As Adopted by the GIPS Executive Committee
on 29 January 2010

GIPS EXECUTIVE COMMITTEE

Jonathan A. Boersma, CFA

Executive Director
Global Investment Performance Standards
CFA Institute
United States

Dr. Stefan J. Illmer

Executive Committee Chair and
Europe, Middle East, and Africa (EMEA)
Regional Investment Performance
Subcommittee Chair
Managing Director, Head of Client Reporting
Credit Suisse
Switzerland

Carl R. Bacon, CIPM

Verification/Practitioner
Subcommittee Chair
Chairman
StatPro Group plc
United Kingdom

L. Todd Juillerat, CFA

Americas Regional Investment
Performance Subcommittee Chair
Managing Director
State Street Global Advisors
United States

Colin N. Morrison

Investor/Consultant Subcommittee Chair
Founder
Paradigm Investment Consulting Limited
United Kingdom

Sunette Mulder

Investment Manager Subcommittee Chair
Senior Policy Advisor
Association for Savings and Investment,
South Africa (ASISA)
South Africa

Trevor Persaud

Asia Pacific Regional Investment
Performance Subcommittee Chair
Director, Head of Investment Risk Oversight
and Performance Analysis
Prudential Asset Management (Singapore)
Singapore

Neil E. Riddles, CFA, CIPM

GIPS Council Chair
Principal
Riddles Investment Consulting
United States

Karyn D. Vincent, CFA, CIPM

Interpretations Subcommittee Chair
Founder
Vincent Performance Services LLC
United States

CFA Institute Staff:

Fannie F. Fang, CFA, CIPM
Anju Grover, CIPM
Beth J. Kaiser, CFA, CIPM
Cindy S. Kent
Kenneth P. Robinson, CFA, CIPM

目次

はじめに	IV
序論	1
第 I 章 グローバル投資パフォーマンス基準の規定	6
0. 準拠の基本条件	
1. 入力データ	
2. 計算方法	
3. コンポジットの構築	
4. ディスクロージャー（開示）	
5. 提示および報告	
6. 不動産	
7. プライベート・エクイティ	
8. ラップフィー/セパレートリー・マネージド・アカウント (SMA) ポートフォリオ	
第 II 章 GIPS 評価原則	25
第 III 章 GIPS 広告ガイドライン	29
第 IV 章 検証	31
第 V 章 用語集	36
付属資料 A： 準拠提示資料例	46
付属資料 B： 広告例	64
付属資料 C： コンポジットの概略一覧表の例	66

はじめに

CFA 協会は、投資プロフェッショナルのためのグローバルな非営利協会であり、倫理、教育およびプロフェッショナルとしての卓越性に関する最高水準の基準を設定することによって、投資プロフェッションをグローバルに主導することを使命としている。CFA 協会は、公正な表示と完全な開示という原則に基づき、投資パフォーマンスを計算および提示するための広く認められた倫理基準を確立してきた長い歴史があり、またそのことにコミットしている。グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）の発展によって、この基準が、投資パフォーマンスを計算し提示するための基準として世界中に認められ、また会社がグローバルに資産運用業務を展開するための「パスポート」となることが目標とされている。2010年1月現在、CFA 協会は GIPS 基準の発展と普及に貢献する 32 カ国の組織とパートナーを組んでいる。

歴史

- CFA 協会は、以前は Association for Investment Management and Research (AIMR) という組織名であったが、1995年に、既存の AIMR パフォーマンス提示基準 (AIMR-PPS[®]) に基づき、投資パフォーマンスを計算し提示するためのグローバルな基準を策定することを目的として、グローバル投資パフォーマンス基準委員会を設置し資金提供を行った。
- 1998年に、GIPS 基準の草案が CFA 協会のホームページに掲載され、基準に興味を示した 4,000名を超える個人に意見を求めるため配布された。その結果、1999年4月に最初のグローバル投資パフォーマンス基準が発行された。
- GIPS 基準の初版は、次のような目的で最低限のグローバルな投資パフォーマンス基準として策定された。
 - 発展途上の市場で受け入れられ、採用されることを可能とし、促進すること。
 - グローバルな資産運用業界にパフォーマンスを計算し提示するための、共通に認められた1つのアプローチを提供すること。
 - 流動的な資産クラス（株式、確定利付証券、および現金）について規定すること。
- 1999年に、GIPS 基準をさらに発展、普及させるために、グローバル投資パフォーマンス基準委員会は、投資パフォーマンス協議会 (IPC) に改組された。GIPS 基準は、15を超える国からの個人や組織の参加を得て、グローバルな業界のイニシアチブにより発展することとなった。
- IPC は、GIPS 基準の適用範囲を拡大するために、その他の資産クラス（例えば、不動産、プライベート・エクイティ）の基準を策定し、その他のパフォーマンス関連の問題（例えば、運用報酬、広告）について検討する役割を与えられた。これは、2005年2月に GIPS 基準第2版が発行された時点で達成された。
- GIPS 基準の 2005年版の発行、および GIPS 基準採用の動きが拡大したことに伴い、IPC は、単一のグローバル投資パフォーマンス基準への移行と各国版 GIPS 基準の廃止を決断した。各国固有のパフォーマンス基準はすべて GIPS 基準に収れんし、その結果、25 カ国で投資パフォーマンスの計算と提示のための単一のグローバル基準が採用されることとなった。
- 各国版の GIPS 基準への収れんに伴い、ガバナンス機構を再編して GIPS カントリー・スポンサーの参画を促進する必要性が高まったことから、2005年に、CFA 協会は IPC を解散し、GIPS Executive Committee と GIPS Council を設立した。GIPS Executive Committee は GIPS 基準の意思決定機関として機能し、GIPS Council はすべてのカントリー・スポンサーが GIPS 基準の継続的な発展と普及に参画することを促進するものである。
- グローバルな妥当性を維持し、投資業界のダイナミック性に対応するため、GIPS 基準は、解釈、ガイダンス、および新基準を通じて継続的に更新されなければならない。2008年に、GIPS Executive Committee は、基準文をさらに改善し、同時に必要ではなくなった基準文を廃止するとともに、ベスト・プラクティス推進のための新たな必須基準および勧奨基準を追加するために、GIPS 基準の見直し作業を開始した。GIPS Executive Committee は、傘下の専門小委員会、特別に設置されたワーキング・グループ、および GIPS カントリー・スポンサーとの密接な協力関係のもとに作業を行った。これらのグループは、既存の基準文、ガイダンスを見直し、GIPS 基準 2010年版の策定作業の一環として、サーベイおよびその他の調査を実施した。

序 論

序文—グローバル投資パフォーマンス基準はなぜ必要か

投資パフォーマンスの標準化：金融市場および資産運用業界は、グローバル化の一途を辿ってきている。金融機関の多様化と増加、また、投資プロセスのグローバル化および資産運用会社間の競争の激化に伴い、投資パフォーマンスの計算と提示の標準化が必要とされている。

グローバル・パスポート：投資パフォーマンスの計算と提示に関するグローバル基準の確立は、資産運用会社、既存顧客および見込顧客にとって有益である。投資実務、規制、パフォーマンス測定、およびパフォーマンス報告は、国により相当の差異がある。最低限の投資パフォーマンス基準しか持たない国または基準のない国の資産運用会社は、グローバル基準に従うことによって、より進んだ基準を有する国の資産運用会社と対等な条件の下で競争することが可能となる。パフォーマンス提示慣行の確立している国の資産運用会社は、それまでパフォーマンス基準を採用していなかった国で、「現地」の会社と競争する際に公正に比較されているとの確信を持てるようになる。グローバルに認められたパフォーマンス基準により、資産運用会社は投資家が運用会社間の投資パフォーマンスを容易に比較できるような形で、投資パフォーマンスを測定し提示することが可能となる。

投資家の信頼：資産運用会社が投資パフォーマンス基準に準拠することにより、投資家は、運用会社の投資パフォーマンスが完全かつ公正に提示されていると確信することができる。資産運用会社の見込顧客と既存顧客はともに、グローバル投資パフォーマンス基準によって、提示されたパフォーマンス情報により高い信頼性を持つことができる。

目 的

自主的なグローバル投資パフォーマンス基準の確立により、投資パフォーマンスの計算と提示のためのベスト・プラクティスが広く受け入れられるようになり、これにより、国や地域を問わず資産運用会社間のパフォーマンスを容易に比較することができるようになる。また、この基準によって、資産運用会社とその既存顧客および見込顧客との投資パフォーマンスに関する対話が促進される。

GIPS Executive Committee の目標は以下のとおりである。

- 投資家の利益と信頼向上に資するような、投資パフォーマンスの計算と提示のための投資業界のベスト・プラクティスを確立すること。
- 公正な表示と完全な開示という原則に基づいた投資パフォーマンスの計算と提示のための唯一の基準が、世界的に認知されるようにすること。
- 正確で一貫性のある投資パフォーマンス・データの使用を推進すること。
- 参入障壁のない公正でグローバルな資産運用会社間の競争を奨励すること。
- 資産運用業界による「自主規制」という考え方をグローバル・ベースで普及させること。

概 要

グローバル投資パフォーマンス基準の主な特徴は以下のとおりである。

- GIPS 基準は、投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示を確保するために定められた、投資パフォーマンス提示のための倫理的な基準である。準拠表明を行うためには、会社は GIPS 基準の必須事項に準拠しなければならない。

- 公正な表示と完全な開示という目的に適合するためには、GIPS 基準の最低限の必須事項への準拠だけでは十分でない可能性が高い。会社は、パフォーマンスの計算と提示においてベスト・プラクティスを達成するために、勧奨事項にも準拠すべきである。
- GIPS 基準は、会社とその最良のパフォーマンスだけを選ぶこと（cherry-picking）を避けるために、運用実績のあるフィー（運用報酬）を課す投資一任ポートフォリオはすべて、投資マナドート、投資戦略、または投資目的により定義される、少なくとも1つのコンポジットに組み入れることを必須としている。
- GIPS 基準は、入力データの整合性（integrity）を前提にしている。入力データの正確性は、パフォーマンス提示の正確性を確保するうえで必要不可欠である。ポートフォリオの保有資産の評価によって、ポートフォリオのパフォーマンスが決まることになる。これらのデータやその他インプットの正確性は非常に重要である。GIPS 基準は、会社がある一定の計算方法に従い、会社のパフォーマンスとともに特定の開示を行うことを必須としている。
- 会社は、CFA 協会および GIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて、GIPS 基準の必須事項のすべてに準拠しなければならない。これらの情報は、GIPS ホームページ（www.gipsstandards.org）および GIPS ハンドブックで提供されている。

GIPS 基準は、パフォーマンス測定のあらゆる側面、もしくは各資産クラスの特徴をカバーしているわけではない。GIPS 基準は、今後、投資パフォーマンスについて追加規定することにより、継続的に発展することが見込まれる。投資パフォーマンスを理解し、解釈するためにはリスクとリターンの両方を検討することが必要である。これまで GIPS 基準は主としてリターンに焦点を当てていた。公正な表示と完全な開示の精神に照らし、そして投資家が会社のパフォーマンスをより包括的に見ることができるよう、GIPS 基準 2010 年版ではリスクに関する新基準が導入された。

パフォーマンス記録

- 会社は、少なくとも5年間の GIPS 基準に準拠した年間投資パフォーマンスを提示することが必須とされる。会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは、会社は、会社またはコンポジットの開始日以降のパフォーマンスを提示しなければならない。
- 最低限5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社の開始またはコンポジット開始日以降）の GIPS 基準に準拠したパフォーマンスを提示した後、会社は少なくとも10年分の GIPS 基準に準拠したパフォーマンスとなるよう、毎年パフォーマンスを追加提示しなければならない。
- 2000年1月1日以降の運用実績について GIPS 準拠パフォーマンスのみが提示されており、かつ会社が非準拠期間を開示する場合に限り、会社は、GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてもよい。会社は、2000年1月1日以降の運用実績について GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてはならない。プライベート・エクイティ、不動産および/またはラップフィー/セパレートリー・マネージド・アカウント（SMA）ポートフォリオを運用する会社は、2006年1月1日付で発効した第I章の第6節、第7節、および第8節にも準拠しなければならない。

準拠

会社は、GIPS 基準への準拠を表明するに当たって、あらかじめ GIPS 基準の必須事項のすべてに準拠しているかどうか確認するために必要な手続をすべて踏んでいなければならない。会社は、準拠状況を点検する社内手続を定期的実施するよう強く奨励される。会社は、データ入力からパフォーマンス提示資料作成に至る投資パフォーマンス・プロセスの全過程において、十分な内部統制を実施することにより、提示されたパフォーマンスと準拠表明の信頼性を向上させることができる。

会社は、独立した第三者による検証を受けることを選択することができる。検証は会社のコンポジットの構築および GIPS 基準への準拠に関連する会社の方針と手続についてテストするものである。検証の価値は広く認識されており、検証を受けていることはベスト・プラクティ

スと見なされる。GIPS Executive Committee は会社が検証を受けることを強く勧奨する。また、検証に加えて、会社は、特定のコンポジットについて追加的な保証を行うために独立した第三者である検証者が実施する、特定のコンポジットに関するテスト（パフォーマンス検査）を受けることを選択してもよい。

発効日

GIPS 基準の 2010 年版の発効日は 2011 年 1 月 1 日である。2011 年 1 月 1 日以降の運用実績を含む準拠提示資料は、GIPS 基準 2010 年版に従って作成されなければならない。GIPS 基準の旧版は GIPS ホームページ (www.gipsstandards.org) で閲覧可能である。

グローバル基準の実施

各国において GIPS 基準を効果的に実施し継続的に支援するためには、各国で投資パフォーマンス基準を支援するスポンサー組織の存在が不可欠である。そのようなカントリー・スポンサーは、GIPS 基準を所管する GIPS Executive Committee と資産運用会社が業務を行う各国市場を結ぶ重要な役割も提供する。

カントリー・スポンサーは、GIPS 基準と GIPS Executive Committee の活動を積極的に支援することにより、GIPS 基準が発展する過程で当該国の利害が考慮されるようにすることができる。GIPS 基準への準拠は任意であり、カントリー・スポンサーの支援は GIPS 基準の採用に資するものである。

GIPS Executive Committee は、投資パフォーマンス基準が存在していない国について、GIPS 基準を当該国の基準として普及させ、必要に応じてその国の言語に翻訳することを強く奨励している。GIPS 基準は多数の言語に翻訳される可能性があるが、矛盾が生じた場合には、GIPS 基準の英語版が正本となる。

GIPS Executive Committee は、資産運用業界の変化に適切に対応するため、継続的に公正な表示と完全な開示という原則を奨励し、GIPS 基準を発展させる予定である。

GIPS 基準の自主規制としての性格上、倫理的廉潔性 (ethical integrity) を強固に保持することが必要である。また、自主規制は、規制当局が金融市場において公正な情報開示を確保する責任を遂行できるよう支援するものである。GIPS Executive Committee は、規制当局に対して以下の事項を奨励する。

- グローバルなベスト・プラクティスである基準に自主的に準拠する利点を認識すること。
- GIPS 基準への虚偽の準拠表明を行っている会社に対し強制措置 (enforcement action) をとることを検討すること。
- 独立した第三者による検証を認知し奨励すること。

法律、規制、または業界基準により、投資パフォーマンスの計算と提示に関する必須事項が既に定められている場合は、会社は、適用される法規制に加えて GIPS 基準に準拠するよう強く奨励される。なお、適用される法律および/または規制の遵守は、必ずしも GIPS 基準への準拠を意味しない。法律および/または規制が GIPS 基準に抵触する場合は、会社は法律および規制を遵守し、準拠提示資料においてその相違内容を完全に開示することが必須とされる。

カントリー・スポンサー

「カントリー・スポンサー」は、各国で投資パフォーマンス基準を支援するスポンサー組織として、当該国において GIPS 基準を効果的に実施し継続的に支援するうえで不可欠なものである。カントリー・スポンサーは、GIPS 基準の継続的な発展と管理の一翼を担う GIPS Council の構成員である。カントリー・スポンサーの役割は以下のとおりである。

- 当該国で GIPS 基準を奨励すること。
- GIPS 基準について各国市場での支援と見解を提供すること。
- GIPS Executive Committee に対して当該国に固有の問題を提起すること。
- GIPS Council と Regional Investment Performance Subcommittee のメンバーとして GIPS 基準のガバナンスに参加すること。

各組織は、正式なレビューを経たうえ、カントリー・スポンサーとして認証される。カントリー・スポンサーに関する追加的な情報および最新のリストは、GIPS のホームページ (www.gipsstandards.org) で入手可能である。

認証された GIPS カントリー・スポンサー (2010 年 1 月 1 日現在)

Australia

Investment and Financial Services Association Limited — Performance Analyst Group

Austria

(1) Österreichischen Verreinigung für Finanzanalyse und Asset Management and
(2) Vereinigung österreichischer Investmentgesellschaften

Belgium

Belgian Asset Managers Association

Canada

Canadian Investment Performance Committee

Denmark

The Danish Society of Financial Analysts and CFA Denmark

France

(1) Société Française des Analystes Financiers and
(2) Association Française de la Gestion Financière

Germany

German Asset Management Standards Committee:
(1) Bundesverband Investment und Asset Management e.V.,
(2) Deutsche Vereinigung für Finanzanalyse und Asset Management, and
(3) German CFA Society

Greece

Hellenic CFA Society

Hong Kong

Local Sponsor: The Hong Kong Society of Financial Analysts

Hungary

(1) CFA Society of Hungary and
(2) Association of Hungarian Investment Fund and Asset Management Companies

Ireland

Irish Association of Investment Managers

Italy

Italian Investment Performance Committee:
(1) L'Associazione Bancaria Italiana,
(2) L'Associazione Italiana degli Analisti Finanziari,
(3) Assogestioni,
(4) Sviluppo Mercato Fondi Pensione,
(5) Assirevi, and
(6) Italian CFA Society

Japan

社団法人 日本証券アナリスト協会
The Security Analysts Association of Japan

Kazakhstan

Kazakhstan Association of Financial and Investment Analysts

Liechtenstein

Liechtenstein Bankers' Association

Micronesia

Asia Pacific Association for Fiduciary Studies

The Netherlands

The Netherlands Beroepsvereniging van Beleggingsprofessionals

New Zealand

CFA Society of New Zealand

Norway

The Norwegian Society of Financial Analysts

Pakistan

CFA Association of Pakistan

Portugal

Associação–Portuguesa de Analista
Financeiros

Russia

National League of Management Companies

Singapore

Investment Management Association of
Singapore

South Africa

Association for Savings and Investment,
South Africa

South Korea

Korea GIPS Committee

Spain

Asociación Española de Presentación
de Resultados de Gestión

Sri Lanka

CFA Sri Lanka

Sweden

Swedish Society of Financial Analysts

Switzerland

Swiss Bankers Association

Ukraine

The Ukrainian Association of Investment
Business

United Kingdom

U.K. Investment Performance Committee:
(1) Association of British Insurers,
(2) Investment Management Association, and
(3) National Association of Pension Funds

United States

CFA Institute — U.S. Investment
Performance Committee

第 I 章 グローバル投資パフォーマンス基準の規定

GIPS 基準の第1章の基準文は、次の9節から成っている。すなわち、準拠の基本条件、入力データ、計算方法、コンポジットの構築、ディスクロージャー（開示）、提示および報告、不動産、プライベート・エクイティ、ラップフィー/セパレートリー・マネージド・アカウント（SMA）ポートフォリオである。

各節の基準文は必須基準と勧奨基準に分類されている。会社は、GIPS 基準への準拠を表明するためには、必須基準のすべてを満たさなければならない。会社はできる限り多くの勧奨基準を実施することが奨励される。これらの勧奨基準は業界のベストプラクティスと見なされるものであり、会社が GIPS 基準の精神と趣旨を完全に満たすうえで有用である。

0. **準拠の基本条件**：次のようないくつかの重要な原則は、GIPS 基準の基本となるものである。すなわち、会社を適切に定義すること、準拠提示資料をすべての見込顧客に提供すること、適用される法律および規制を遵守すること、虚偽の情報または誤解を生じるような情報を提示しないこと等である。会社が GIPS 基準に準拠する際に考慮しなければならない2つの重要な問題は、会社の定義と会社の投資一任の定義である。会社の定義は、会社全体で準拠するための基本であり、会社の運用総資産額の確定を可能とする明確な範囲を定めるものである。会社の投資一任の定義は、どのポートフォリオをコンポジットに含めなければならないかを判断する基準となり、また会社が投資戦略を実行する能力に基づくものである。
1. **入力データ**：パフォーマンス計算に使用される入力データの一貫性は、GIPS 基準への準拠を実効あるものとするために必要不可欠であり、完全、公正、かつ比較可能な投資パフォーマンス提示の基礎となる。2011年1月1日以降の運用実績については、すべてのポートフォリオは、第II章における公正価値の定義および GIPS 評価原則に従って評価しなければならない。
2. **計算方法**：資産運用会社が提示するパフォーマンス間の比較可能性を実現するためには、リターンの計算方法の統一が必要である。GIPS 基準は、比較可能性を高めるために特定の計算方法の使用を義務付けている。
3. **コンポジットの構築**：コンポジットとは、類似の投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略に基づき運用される1つ以上のポートフォリオを1つのグループにまとめたものである。コンポジット・リターンとは、そのコンポジット内のすべてのポートフォリオのパフォーマンスを資産額加重平均した値である。意義のあるコンポジットの構築は、パフォーマンスの公正な提示、一貫性、全期間にわたる会社間での比較可能性を確保するうえで、非常に重要である。
4. **ディスクロージャー（開示）**：ディスクロージャー（開示）は、提示資料中のデータについて会社がさらに詳細に説明し、提示資料の利用者に対しパフォーマンスを正しく理解するための適切な情報を提供するものである。GIPS 基準に準拠するためには、会社は、全準拠提示資料において、パフォーマンスおよび会社が採用した方針に関する所定の情報を開示しなければならない。開示項目には、すべての会社に該当する必須項目のほか、固有の状況に関連するものもあり、したがって、状況によっては適用されない場合もある。会社は、該当しないことを保証する（negative assurance）開示を行う必要はない（例えば、会社が特定のコンポジットの戦略でレバレッジを使用していない場合に、レバレッジの使用に関する開示を行う必要はない）。準拠表明は、すべての会社に必要不可欠な開示である。会社は、GIPS 基準の必須事項のすべてにいったん準拠すれば、GIPS 基準に準拠していることを示すために、準拠表明文を適切に使用しなければならない。GIPS 基準の2010年版では準拠表明文が改訂され、会社が検証を受けているかどうかを示すようになっている。
5. **提示および報告**：会社は、コンポジットの構築、入力データの収集、リターンの計算、および必要な開示内容の決定を行ったうえ、GIPS 基準中の投資パフォーマンス提示のための必須基準に基づき、これらの情報を提示資料に含めなければならない。必須基準は、必ずしも、すべての状況を想定し、あるいは投資業界の構造、テクノロジー、プロダクト、実務慣行における将来の発展を予想して規定できるものではない。したがって、会社は、適切であると判断した場合には、GIPS 基準に準拠した提示資料の中に、GIPS 基準では必ずしも規定されていない情報も記載する責任がある。

6. **不動産**：特に注記しない限り、本節は、第 I 章第 0 節から第 5 節に規定する必須基準および勧奨基準を補完するものである。不動産基準は、GIPS 基準の 2005 年版に初めて導入され、2006 年 1 月 1 日に発効した。GIPS 基準の 2010 年版には、クローズドエンド型不動産ファンドに関する新基準が含まれている。会社は、GIPS 基準の第 I 章第 0 節から第 5 節中の一部の基準は不動産投資には適用されないか、もしくは第 I 章第 6 節中の基準が優先適用されることに留意すべきである。適用されない基準は、第 I 章第 6 節に注記されている。
7. **プライベート・エクイティ**：特に注記しない限り、本節は、第 I 章第 0 節から第 5 節に規定する必須基準および勧奨基準を補完するものである。プライベート・エクイティ基準は、GIPS 基準の 2005 年版に初めて導入され、2006 年 1 月 1 日に発効した。会社は、GIPS 基準の第 I 章第 0 節から第 5 節中の一部の基準はプライベート・エクイティ投資には適用されないか、もしくは第 I 章第 7 節中の基準が優先適用されることに留意すべきである。適用されない基準は、第 I 章第 7 節に注記されている。
8. **ラップフィー／セパレートリー・マネージド・アカウント (SMA) ポートフォリオ**：特に注記しない限り、本節は、第 I 章第 0 節から第 5 節に規定する必須基準および勧奨基準を補完するものである。会社は、GIPS 基準の第 I 章第 0 節から第 5 節中の一部の基準はラップフィー／SMA ポートフォリオには適用されないか、もしくは第 I 章第 8 節中の基準が優先適用されることに留意すべきである。適用されない基準は、第 I 章第 8 節に注記されている。

用語の定義：第 I 章から第 V 章において太字で表記されている言葉は、第 V 章の GIPS 用語集で定義されている。この用語集は、参考資料であり、GIPS 基準中の主要な言葉および用語について簡潔に説明するものである。

0. 準拠の基本条件

準拠の基本条件—必須基準

- 0.A.1 会社は、CFA 協会および GIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて、GIPS 基準の必須事項のすべてに準拠しなければならない。これらの情報は、GIPS ホームページ (www.gipsstandards.org) および *GIPS* ハンドブックで提供されている。
- 0.A.2 会社は、パフォーマンスの計算と提示に関して適用される、すべての法律および規制を遵守しなければならない。
- 0.A.3 会社は、虚偽の、または誤解を生ずるようなパフォーマンスもしくはパフォーマンス関連の情報を提示してはならない。
- 0.A.4 GIPS 基準は、会社全体に適用されなければならない。
- 0.A.5 会社は、GIPS 基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を、顧客資産の存在と所有権を確認するための施策を含めて、文書化しなければならない。かつその方針および手続を一貫して適用しなければならない。
- 0.A.6 会社は、GIPS の必須基準の一部に準拠していない場合に、「...を除いてグローバル投資パフォーマンス基準に準拠している」旨の説明や表明もしくは、GIPS 基準への部分的準拠を示唆する可能性のある他のいかなる表明もしてはならない。
- 0.A.7 計算方法がグローバル投資パフォーマンス基準に「従っている」、「準拠している」、または「一致している」と表明すること、もしくは類似の表明をすることは、禁止される。
- 0.A.8 単独の既存顧客のポートフォリオのパフォーマンスが「グローバル投資パフォーマンス基準に従って計算されている」と表明することは、GIPS 準拠の会社が個別顧客のポートフォリオのパフォーマンスを当該顧客に報告する場合を除き、禁止される。

- 0.A.9 会社は、すべての見込顧客に対して準拠提示資料を提供するようあらゆる合理的な努力をしなければならない。会社は、準拠提示資料を提示する対象者を選んではならない。見込顧客が過去12ヶ月以内に準拠提示資料を受けている場合には、会社は本必須基準を満たしているものとする。
- 0.A.10 会社は、会社のコンポジットの概略の完全な一覧表をすべての見込顧客に対して請求に応じて提供しなければならない。会社は、終了したコンポジットを少なくともコンポジット終了日以降5年間は会社のコンポジットの概略一覧表に掲載しなければならない。
- 0.A.11 会社は、会社のコンポジットの概略一覧表に掲載されているいずれのコンポジットについても、準拠提示資料をすべての見込顧客に対して請求に応じて提供しなければならない。
- 0.A.12 会社は、顧客または見込顧客に対して独立した事業主体として示される、資産運用会社、子会社、または部門として定義されなければならない。
- 0.A.13¹ 2011年1月1日以降の運用実績については、会社の運用総資産額は、会社により運用される投資一任資産および非一任資産のすべての公正価値の合計に等しくなければならない。フィーを課すポートフォリオおよび課さないポートフォリオの両方を含む。
- 0.A.14 会社がサブアドバイザーの選任について裁量権を有する場合には、サブアドバイザーに委託した資産を会社の運用総資産額に含めなければならない。
- 0.A.15 会社の組織変更を理由として、コンポジットのパフォーマンス記録を変更してはならない。
- 0.A.16 会社が他の会社と共同でマーケティングを行うときは、GIPS基準への準拠を表明している会社は、自らを明確に定義して他の共同マーケティング会社と区分し、どの会社が準拠を表明しているかを明らかにしなければならない。

準拠の基本条件—勸奨基準

- 0.B.1 会社は、CFA協会およびGIPS Executive Committeeが公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明に含まれる勸奨事項を含めて、GIPS基準の勸奨事項に準拠すべきである。これらの情報は、GIPSホームページ (www.gipsstandards.org) およびGIPSハンドブックで提供される。
- 0.B.2 会社は、検証を受けるべきである。
- 0.B.3 会社は、最も広範かつ意味のある会社の定義を採用すべきである。この定義では、各資産運用会社の実際の社名にかかわらず、同一の商標名の下で業務を行うすべての立地（国、地域等）の事業所を含めるべきである。
- 0.B.4 会社は、各既存顧客に対して、年1回、当該顧客のポートフォリオが含まれているコンポジットの準拠提示資料を提供すべきである。

1. 入力データ

入力データ—必須基準

- 1.A.1 準拠提示資料に含まれるすべての事項の根拠となるデータおよび情報は、すべて確保し、保管しなければならない。

¹ 2011年1月1日より以前の運用実績については、会社の運用総資産額は、定義された会社内で運用される投資一任資産および非一任資産のすべての時価の合計に等しくなければならない。

- 1.A.2² 2011年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、第II章における公正価値の定義およびGIPS評価原則に従って評価しなければならない。
- 1.A.3 会社は、コンポジットごとの評価方針に従ってポートフォリオを評価しなければならない。ポートフォリオは、次により評価しなければならない。
- a.³ 2001年1月1日以降の運用実績については、少なくとも月次で評価すること。
- b. 2010年1月1日以降の運用実績については、すべての大きなキャッシュフローの発生の日ごとに評価すること。会社は、コンポジット中のポートフォリオの評価日を決定するため、大きなキャッシュフローをコンポジットごとに定義しておかなければならない。
- c. 評価方針が定める以上の頻度で評価しないこと。
- 1.A.4 2010年1月1日以降の運用実績については、ポートフォリオは、月末または当該月の最終営業日に評価しなければならない。
- 1.A.5 2005年1月1日以降の運用実績については、会社は、約定日ベース会計を採用しなければならない。
- 1.A.6 確定利付証券および利子所得を生じるその他すべての投資には、発生主義会計を適用しなければならない。確定利付証券の価値には経過利子を含めなければならない。
- 1.A.7 2006年1月1日以降の運用実績については、すべてのコンポジットの年初および年末の評価日は一貫していなければならない。コンポジットが暦年以外の会計年度で報告されている場合を除き、年初および年末の評価日は、暦年末または当該暦年の最終営業日でなければならない。

入力データ—勸奨基準

- 1.B.1 会社は、外部キャッシュフローの発生の日ごとにポートフォリオを評価すべきである。
- 1.B.2 評価情報は、適格な独立した第三者から取得すべきである。
- 1.B.3 (配当落ち日現在の) 配当について発生主義会計を適用すべきである。
- 1.B.4 会社は、運用報酬を発生主義で認識すべきである。

2. 計算方法

計算方法—必須基準

- 2.A.1 トータル・リターンを使用しなければならない。
- 2.A.2 会社は、外部キャッシュフローを調整した時間加重収益率を計算しなければならない。期間リターンおよびサブ期間リターンは、幾何的にリンクしなければならない外部キャッシュフローは、会社の当該コンポジットに関する方針に従って取り扱わなければならない。さらに、少なくとも次の事項を満たさなければならない。
- a. 2001年1月1日以降の運用実績については、会社は、ポートフォリオ・リターンを少なくとも月次で計算しなければならない。
- b. 2005年1月1日以降の運用実績については、会社は、外部キャッシュフローを日数加重で調整したポートフォリオ・リターンを計算しなければならない。
- 2.A.3 ポートフォリオ中の現金および現金同等物から生じるリターンは、すべてのリターンの計算に含めなければならない。
- 2.A.4 リターンはすべて、当該期間にかかる実際の取引費用を控除して計算しなければならない。会社は、推定された取引費用を使用してはならない。

² 2011年1月1日より以前の運用実績については、ポートフォリオは、(原価または簿価ではなく) 時価評価しなければならない。

³ 2001年1月1日より以前の運用実績については、ポートフォリオは、少なくとも四半期ごとに評価しなければならない。

- 2.A.5 バンドル・フィーから実際の取引費用を特定、分別できない場合は、次の方法によらなければならない。
- a. フィー（運用報酬）控除前リターンを計算するときは、リターンから、バンドル・フィーの全額または取引費用を含むバンドル・フィーの一部を控除しなければならない。会社は、推定された取引費用を使用してはならない。
 - b. フィー（運用報酬）控除後リターンを計算するときは、リターンから、バンドル・フィーの全額または取引費用および運用報酬を含むバンドル・フィーの一部を控除しなければならない。会社は、推定された取引費用を使用してはならない。
- 2.A.6 コンポジット・リターンは、期首時価をウエイトとして、または期首時価と外部キャッシュフローの両方を反映させる方法で、個々のポートフォリオ・リターンを資産額加重して計算しなければならない。
- 2.A.7 コンポジット・リターンは、次により計算しなければならない。
- a. 2006年1月1日以降の運用実績については、少なくとも四半期ごとに個々のポートフォリオ・リターンを資産額加重して計算すること。
 - b. 2010年1月1日以降の運用実績については、少なくとも月次で個々のポートフォリオ・リターンを資産額加重して計算すること。

計算方法—勸奨基準

- 2.B.1 リターンは、配当、利子収益および譲渡益にかかる還付されない源泉税を控除して計算すべきである。還付請求可能な源泉税は発生主義で認識すべきである。
- 2.B.2 2010年1月1日より以前の運用実績についても、会社は、少なくとも月次で個々のポートフォリオ・リターンを資産額加重してコンポジット・リターンを計算すべきである。

3. コンポジットの構築

コンポジットの構築—必須基準

- 3.A.1 運用実績のあるフィー（運用報酬）を課す投資一任ポートフォリオはすべて、少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。フィー（運用報酬）を課さない投資一任ポートフォリオは（適切な開示とともに）コンポジットに組み入れることはできるが、非一任ポートフォリオは会社のコンポジットに組み入れてはならない。
- 3.A.2 コンポジットには、会社が実際に運用する資産のみを組み入れなければならない。
- 3.A.3 会社は、シミュレーションポートフォリオまたはモデルポートフォリオのパフォーマンスを実際のパフォーマンスとリンクしてはならない。
- 3.A.4 コンポジットは、投資マンドート、投資目的、または投資戦略に従って定義しなければならない。コンポジットは、当該コンポジットの定義に合致するポートフォリオのすべてを組み入れなければならない。コンポジットの定義の変更は遡及適用してはならない。コンポジットの定義は、請求に応じて提供可能としなければならない。
- 3.A.5 新規ポートフォリオは、各ポートフォリオの運用開始後適時に一貫性のある方法でコンポジットに組み入れなければならない。
- 3.A.6 運用契約が終了したポートフォリオは、各ポートフォリオが運用されていた最後のパフォーマンス測定期間（期中で終了したときは当該期間の直前の期間）まで、コンポジットの過去のパフォーマンスに含めなければならない。
- 3.A.7 ポートフォリオのコンポジット間の移管は、ポートフォリオの投資マンドート、投資目的、または投資戦略の変更の記録、またはコンポジットの再定義により移管が適切であると認められない限り、行ってはならない。ポートフォリオの過去のパフォーマンスは、元のコンポジットに残さなければならない。

- 3.A.8⁴ 2010年1月1日以降の運用実績については、カーブアウトがキャッシュバランスを有して個別管理されていない限り、カーブアウトをコンポジットに含めてはならない。
- 3.A.9 会社があるコンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めているときは、会社は、最低資産額を下回るポートフォリオを当該コンポジットに組み入れてはならない。コンポジットに関する最低資産額の変更は、遡及適用してはならない。
- 3.A.10 重大なキャッシュフローが発生した場合に、当該ポートフォリオをコンポジットから除外したい会社は、「重大な」についてコンポジットごとに事前に定義し、コンポジットごとの方針に一貫して従わなければならない。

コンポジットの構築—勸奨基準

- 3.B.1 会社があるコンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めているときは、会社は、コンポジットの最低資産額に満たないことが分かっている見込顧客に対して、当該コンポジットの準拠提示資料を提示すべきではない。
- 3.B.2 重大なキャッシュフローの影響を除くため、会社は、一時的新規口座を使用すべきである。

4. ディスクロージャー（開示）

ディスクロージャー（開示）—必須基準

- 4.A.1 会社は、GIPS 基準の必須事項のすべてにいったん準拠すれば、次の準拠表明文の1つを使用して、会社が GIPS 基準に準拠していることを開示しなければならない。準拠表明は、準拠提示資料の中でのみ行われなければならない。

会社が検証を受けている場合：

「[会社名挿入]は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS[®]）への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。[会社名挿入]は、「期間挿入」の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。」

検証を受けている会社のコンポジットについてパフォーマンス検査も受けている場合：

「[会社名挿入]は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS[®]）への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。[会社名挿入]は、「期間挿入」の期間について独立した検証者による検証を受けている。

検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。[コンポジット名挿入] コンポジットは、「期間挿入」の期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。」

⁴ 2010年1月1日より以前の運用実績については、カーブアウトがコンポジットに含まれている場合には、適時に一貫性のある方法で現金がカーブアウトに配分されていなければならない。

会社が検証を受けていない場合：

「[会社名挿入]は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。[会社名挿入]は、独立した検証者による検証を受けていない。」

- 4.A.2 会社は、会社の運用総資産額および基準の準拠主体を確定するために使用した「会社」の定義を開示しなければならない。
- 4.A.3 会社は、コンポジットの概略を開示しなければならない。
- 4.A.4 会社は、ベンチマークの概略を開示しなければならない。
- 4.A.5 フィー（運用報酬）控除前リターンの提示において、取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときは、会社はその旨を開示しなければならない。
- 4.A.6 フィー（運用報酬）控除後リターンを提示するときは、会社は次の事項を開示しなければならない。
 - a. 運用報酬および取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときはその旨。
 - b. モデルの運用報酬または実際の運用報酬のいずれが使用されているか。
 - c. リターンがパフォーマンス・フィー控除後であるときはその旨
- 4.A.7 会社は、パフォーマンス表示で使用した通貨を開示しなければならない。
- 4.A.8 会社は、どの内部的散らばりの測度を提示しているか開示しなければならない。
- 4.A.9 会社は、当該準拠提示資料に適用されるフィー一覧表（報酬率表）を開示しなければならない。
- 4.A.10 会社は、コンポジット構築日を開示しなければならない。
- 4.A.11 会社は、会社のコンポジットの概略一覧表が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。
- 4.A.12 会社は、ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、および準拠提示資料の作成に関する方針が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。
- 4.A.13 会社は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの存在、使用、および程度について、それらが重要である場合には、当該金融商品の使用頻度、特徴等、リスクを十分に説明するための内容を含めて、開示しなければならない。
- 4.A.14 会社は、見込顧客が準拠提示資料を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示しなければならない。
- 4.A.15 2000年1月1日より以前の運用実績についてGIPS 基準に準拠していないパフォーマンスが提示されているときは、会社は、非準拠の期間を開示しなければならない。
- 4.A.16 会社は、会社を再定義するときは、再定義の日付、概略、および理由を開示しなければならない。
- 4.A.17 会社は、コンポジットを再定義するときは、当該再定義の日付、概略、および理由を開示しなければならない。
- 4.A.18 会社は、コンポジット名の変更を開示しなければならない。
- 4.A.19 会社は、コンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めているときは当該額を開示しなければならない。また、会社は、最低資産額を変更するときはその旨を開示しなければならない。
- 4.A.20 会社は、配当、利子収益および譲渡益にかかる源泉税が重要であるときは、それらの取扱いの詳細について開示しなければならない。会社は、ベンチマーク・リターンが源泉税控除後であるという情報が入手可能であるときは、控除後である旨を開示しなければならない。

- 4.A.21⁵ 2011年1月1日以降の運用実績については、会社は、コンポジット内のポートフォリオ間およびコンポジットとベンチマークとの間で使用為替レートまたは評価の情報源に重要な差異が存在するときは、その旨を開示して説明しなければならない。
- 4.A.22 準拠提示資料が GIPS 基準の必須事項に抵触する法律および/または規制に従っているときは、会社は、その旨、および当該法律および/または規制が GIPS 基準と異なる内容を開示しなければならない。
- 4.A.23 2010年1月1日より以前の運用実績について、カーブアウトがコンポジットに含まれているときは、会社はカーブアウトに対する現金配分方針を開示しなければならない。
- 4.A.24 コンポジットにバンドル・フィーが適用されるポートフォリオを組み入れているときは、会社は、バンドル・フィーに含まれるフィーの種類を開示しなければならない。
- 4.A.25 2006年1月1日以降の運用実績については、会社は、サブアドバイザーの使用およびその使用期間を開示しなければならない。
- 4.A.26 会社は、2010年1月1日より以前の運用実績について、月末または当該月の最終営業日ベースでポートフォリオを評価していなかった場合には、その旨を開示しなければならない。
- 4.A.27 2011年1月1日以降の運用実績については、会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるときは、ポートフォリオの投資対象の評価において（第II章のGIPS評価原則に記述されている）主観的で観察不可能なインプットを使用している旨を開示しなければならない。
- 4.A.28 2011年1月1日以降の運用実績については、会社は、コンポジットの評価階層 (valuation hierarchy) が第II章のGIPS評価原則で勧奨される階層と大きく (materially) 異なるときは、その旨を開示しなければならない。
- 4.A.29 会社は、コンポジットに適切なベンチマークが存在しないと判断した場合は、ベンチマークが提示されない理由を開示しなければならない。
- 4.A.30 会社は、ベンチマークを変更した場合は、当該変更の日付、概略、および理由を開示しなければならない。
- 4.A.31 会社は、カスタム・ベンチマークあるいは複数のベンチマークから合成したベンチマークを使用している場合は、ベンチマークの構成要素、ウエイト、およびリバランスのプロセスを開示しなければならない。
- 4.A.32 会社は、特定のコンポジットについて重大なキャッシュフローに関する方針を採用しているときは、当該コンポジットについて重大なキャッシュフローをどのように定義しているか、また、その適用期間を開示しなければならない。
- 4.A.33 会社は、36個の月次リターンが入手できないことを理由にコンポジットおよび/またはベンチマークの3年間の年率換算した事後的な標準偏差を提示しないときは、その旨を開示しなければならない。
- 4.A.34 会社は、3年間の年率換算した事後的な標準偏差は関連性がないまたは適切でないと判断する場合は、次を記載しなければならない。
- a. 事後的な標準偏差は関連性がないまたは適切でないと判断した理由
 - b. 提示される追加的なリスク指標とその選択理由
- 4.A.35 会社は、旧会社または組織 (past firm or affiliation) のパフォーマンスが、会社のパフォーマンスにリンクされているときは、その旨を開示しなければならない。

⁵ 2011年1月1日より以前の運用実績については、会社は、コンポジット内のポートフォリオ間およびコンポジットとベンチマークとの間で使用為替レートが異なるときは、その旨を開示して説明しなければならない。

ディスクロージャー（開示）—勸奨基準

- 4.B.1 会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示すべきである。
- 4.B.2 会社は、計算方針および/または計算方法への重要な変更を開示すべきである。
- 4.B.3 会社は、ベンチマークとコンポジット間における、投資マンドート、投資目的、または投資戦略の重要な差異を開示すべきである。
- 4.B.4 会社は、ポートフォリオの投資対象の評価に使用した主要な仮定条件を開示すべきである。
- 4.B.5 親会社が複数の会社を含むときは、親会社内の各会社は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示すべきである。
- 4.B.6 2011年1月1日より以前の運用実績についても、会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるときは、ポートフォリオの投資対象の評価において（第II章のGIPS評価原則に記述されている）主観的で観察不可能なインプットを使用している旨を開示すべきである。
- 4.B.7 2006年1月1日より以前の運用実績についても、会社は、サブアドバイザーの使用およびその使用期間を開示すべきである。
- 4.B.8 会社は、コンポジットに自己勘定資産が含まれる場合は、その旨を開示すべきである。

5. 提示および報告

提示および報告—必須基準

- 5.A.1 次に掲げる事項を各準拠提示資料に提示しなければならない。
 - a. 少なくとも5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社の開始またはコンポジット開始日以降）のGIPS基準の必須事項に準拠したパフォーマンス。最低限5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社の開始またはコンポジット開始日以降）のGIPS基準に準拠したパフォーマンスを提示した後、会社は少なくとも10年分のGIPS基準に準拠したパフォーマンスとなるよう、毎年パフォーマンスを追加提示しなければならない。
 - b. 各年度のコンポジット・リターン。コンポジット・リターンは、フィー（運用報酬）控除前またはフィー（運用報酬）控除後のどちらで表示されているか明記しなければならない。
 - c. コンポジット開始日が2011年1月1日以降であるコンポジットについては、当初期間が1年に満たないときは、コンポジット開始日から初年度末までのリターン。
 - d. コンポジット終了日が2011年1月1日以降であるコンポジットについては、最終年度末からコンポジット終了日までのリターン。
 - e. 各年度のベンチマークのトータル・リターン。ベンチマークは、コンポジットの投資マンドート、投資目的、または投資戦略を反映していなければならない。
 - f. 各年度末現在のコンポジットのポートフォリオ数。年度末におけるコンポジットのポートフォリオ数が5以下の場合、ポートフォリオ数の提示は必須ではない。
 - g. 各年度末現在のコンポジット資産額。
 - h. 各年度末現在の会社の運用総資産額もしくは会社の運用総資産額に占めるコンポジット資産額の割合。
 - i. 各年度について、ポートフォリオ・リターンの内部的散らばりの測度。その1年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオの数が5以下の場合、内部的散らばりの測度の提示は必須ではない。

- 5.A.2 2011年1月1日以降を期末とする期間の運用実績については、会社は、各年度末現在の次の事項を提示しなければならない。
- a. コンポジットおよびベンチマークについて、3年間の年率換算した事後的な標準偏差（月次リターンを使用）
 - b. 会社が、3年間の年率換算した事後的な標準偏差は関連性がないまたは適切でないと判断する場合は、ベンチマークおよびコンポジットに関する追加的な3年間の事後的なリスク指標（ベンチマークについてはそのような指標が入手可能で適切であるとき）。事後的なリスク指標を計算するときは、観測期間は、コンポジットとベンチマークで同一でなければならない。
- 5.A.3 会社は、2000年1月1日以降の運用実績について GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてはならない。2000年1月1日以降の運用実績について GIPS 準拠パフォーマンスのみが提示されている場合に限り、会社は、GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてもよい。
- 5.A.4 1年未満の期間のリターンは、年率換算してはならない。
- 5.A.5 2006年1月1日以降、2011年1月1日より以前の運用実績について、コンポジットがカーブアウトを含むときは、会社は、各年度末現在の当該コンポジット資産に占めるカーブアウトの割合を提示しなければならない。
- 5.A.6 コンポジットがフィー（運用報酬）を課さないポートフォリオを含むときは、会社は、各年度末現在のコンポジット資産に占める当該ポートフォリオの割合を提示しなければならない。
- 5.A.7 コンポジットにバンドル・フィーが適用されるポートフォリオを組み入れているときは、会社は、各年度末現在のコンポジット資産に占めるバンドル・フィー・ポートフォリオの割合を提示しなければならない。
- 5.A.8
- a. コンポジット・ベースで次のすべてに該当するときは、旧会社または組織（a past firm or affiliation）のパフォーマンスは、新会社または買収会社（a new or acquiring FIRM）のパフォーマンスにリンクし、もしくは新会社または買収会社のパフォーマンスとして使用しなければならない。
 - i. 実質的に投資意思決定者のすべて（例えば、リサーチ部門のスタッフ、ポートフォリオ・マネジャー、およびその他の関連スタッフ）が、新会社または買収会社に雇用されていること。
 - ii. 投資意思決定プロセスが、新会社または買収会社において実質的にそのまま維持されており、かつ、独立性を保っていること。
 - iii. 新会社または買収会社が、パフォーマンスの根拠となる記録を保持していること。
 - b. 会社は、他の会社または組織を買収したときは、1年以内に非準拠の資産のすべてを本基準に準拠させなければならない。

提示および報告—勸奨基準

- 5.B.1 会社は、フィー（運用報酬）控除前リターンを提示すべきである。
- 5.B.2 会社は、次に掲げる事項を提示すべきである。
- a. コンポジットおよびベンチマークのすべての期間にかかる累積リターン
 - b. コンポジットの等加重平均リターンおよびリターンの中央値
 - c. 四半期および/または月次のリターン
 - d. 12ヶ月を超える期間について、コンポジットおよびベンチマークの年率換算リターン
- 5.B.3 2011年1月1日より以前の運用実績についても、会社は、コンポジットとベンチマークについて、各年度末における3年間の年率換算した事後的な標準偏差（月次リターンを使用）を提示すべきである。

- 5.B.4 コンポジットとベンチマークの年率換算した事後的な標準偏差が提示されている各期について、対応する期間のコンポジットとベンチマークの年率換算したリターンも提示されるべきである。
- 5.B.5 コンポジットとベンチマークの年率換算したリターンが提示されている各期について、対応する期間のコンポジットとベンチマークの年率換算した事後的な標準偏差も提示されるべきである。
- 5.B.6 会社は、コンポジット・レベルでの関連するその他の事後的なリスク測度も追加的に提示すべきである。
- 5.B.7 会社は、準拠提示資料において10年間を超える期間の年間パフォーマンスを提示すべきである。
- 5.B.8 会社は、過去の全期間においてGIPS基準に準拠すべきである。
- 5.B.9 会社は、準拠提示資料を四半期ごとに更新すべきである。

6. 不動産

以下の不動産基準は、特に注記しない限り、第I章第0節から第5節に規定するGIPS基準の必須基準および勧奨基準を補完するものである。

不動産基準は、2005年に初めてGIPS基準に導入され、2006年1月1日に発効した。準拠提示資料が、2006年1月1日以降の不動産のパフォーマンス実績を含む場合には、GIPS基準2005年版の不動産の必須基準をすべて満たすことが必須とされた。以下の不動産基準は、2011年1月1日に発効する。不動産コンポジットが、2011年1月1日以降のパフォーマンス実績を含む場合には、以下の不動産の必須基準のすべてに準拠しなければならない、また勧奨基準に従うべきである。

次の種類の投資は、不動産とはされず、したがって第I章第0節から第5節に従わなければならない。

- 公に取引される不動産証券
- 商業用不動産担保証券 (CMBS)
- 商業用および居住用不動産ローンを含む私募型デット投資であって、期待リターンが契約金利のみに連動し、原資産となる不動産の経済的なパフォーマンスには関連しないもの

不動産—必須基準

入力データ—必須基準 (基準 1.A.3.a、1.A.3.b、1.A.4 は適用されない)

- 6.A.1⁶ 2011年1月1日以降の運用実績については、不動産投資は、第II章における公正価値の定義およびGIPS評価原則に従って評価しなければならない。
- 6.A.2⁷ 2008年1月1日以降の運用実績については、不動産投資は、少なくとも四半期ごとに評価しなければならない。
- 6.A.3 2010年1月1日以降の運用実績については、会社は、各四半期末または当該四半期の最終営業日にポートフォリオを評価しなければならない。

⁶ 2011年1月1日より以前の運用実績については、不動産投資は、市場価値で評価しなければならない (GIPS基準の2005年版において不動産について以前規定されていたもの)。

⁷ 2008年1月1日より以前の運用実績については、不動産投資は、少なくとも12ヶ月ごとに評価しなければならない。

- 6.A.4 不動産投資は、次により外部評価しなければならない。
- a. 2012年1月1日より以前の運用実績については、少なくとも36ヶ月ごとに外部評価すること。
 - b. 2012年1月1日以降の運用実績については、少なくとも12ヶ月ごとに外部評価すること。ただし、顧客との合意文書で他の定めがある場合を除く。その場合、不動産投資は、少なくとも36ヶ月ごと、もしくは顧客から36ヶ月ごとよりも高い頻度での外部評価を求められる場合は、当該頻度で外部評価しなければならない。
- 6.A.5 外部評価は、独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人により行わなければならない。そのような専門職が存在しない市場においては、会社は、適格な独立した不動産の評価人または鑑定人のみを使用するよう必要な措置を講じなければならない。

計算方法—必須基準（基準2.A.2.a、2.A.4、2.A.7は適用されない）

- 6.A.6 会社は、ポートフォリオ・リターンを少なくとも四半期ごとに計算しなければならない。
- 6.A.7 リターンはすべて、当該期間にかかる実際の取引費用を控除して計算しなければならない。
- 6.A.8 2011年1月1日以降の運用実績については、インカム・リターンおよびキャピタル・リターン（構成リターン）は、幾何的にリンクした時間加重収益率を使用して個別に計算しなければならない。
- 6.A.9 コンポジットの時間加重収益率は、構成リターンを含め、個々のポートフォリオ・リターンを資産額加重して、少なくとも四半期ごとに計算しなければならない。

ディスクロージャー（開示）—必須基準（基準4.A.5、4.A.6.a、4.A.15、4.A.26、4.A.33、4.A.34は適用されない）

- 6.A.10 各準拠提示資料において、次の事項を開示しなければならない。
- a. 会社の投資一任の概略
 - b. 直近期間について、不動産投資の評価のために使用した内部評価方法
 - c. 2011年1月1日以降の運用実績について、評価方針および/または評価方法の重要な変更
 - d. 2011年1月1日以降の運用実績について、外部評価とパフォーマンス報告で使用された評価との重要な差異およびその理由
 - e. 独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人による不動産投資の評価の頻度
 - f. 構成リターンが幾何リンクした時間加重収益率を使用して個別に計算されているときはその旨。
 - g. 2011年1月1日より以前の運用実績について、インカム・リターンとキャピタル・リターンの合計がトータル・リターンに等しくなるように構成リターンが調整されているときは、その旨。
- 6.A.11 会社は、2006年1月1日より以前の運用実績について GIPS 基準に準拠していないパフォーマンスを提示している場合は、当該非準拠期間を開示しなければならない。
- 6.A.12 フィー控除前リターンの提示において、取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときは、会社はその旨を開示しなければならない。

- 6.A.13 フィー控除後リターンの提示において、運用報酬および取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときは、会社はその旨を開示しなければならない。

提示および報告—必須基準（基準 5.A.1.i、5.A.2、5.A.3 は適用されない）

- 6.A.14 会社は、トータル・リターンに加えて、構成リターンを提示しなければならない。コンポジットの構成リターンについて、フィー控除前、フィー控除後のどちらであるか明示しなければならない。
- 6.A.15 会社は、2006年1月1日以降の運用実績について GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてはならない。2006年1月1日以降の運用実績について GIPS 準拠パフォーマンスのみが提示される場合に限り、会社は、GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてもよい。
- 6.A.16 各準拠提示資料において、次の事項を提示しなければならない。
- 内部的散らばりの測度として、コンポジット内の個々のポートフォリオの年間時間加重収益率の最高値と最低値。その1年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオの数が5以下の場合、内部的散らばりの測度の提示は必須ではない。
 - 各年度末現在におけるコンポジット資産に占める、年度中に外部評価を使用して評価された資産の割合。

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドのコンポジットに適用される追加的な必須基準である。

計算方法—必須基準

- 6.A.17 会社は、年率換算した開始来内部収益率（SINCE INCEPTION INTERNAL RATES OF RETURN, SI-IRR）を計算しなければならない。
- 6.A.18 SI-IRR は、少なくとも四半期ごとのキャッシュフローを使用して計算しなければならない。

コンポジットの構築—必須基準

- 6.A.19 コンポジットは、組成年および投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略により定義されなければならない。コンポジットの定義は、コンポジットの存続期間を通じて一貫していなければならない。

ディスクロージャー（開示）—必須基準

- 6.A.20 会社は、清算したコンポジットの最終清算日を開示しなければならない。
- 6.A.21 会社は、SI-IRR の計算において使用したキャッシュフローの頻度を開示しなければならない。
- 6.A.22 会社は、コンポジットの組成年および組成年がどのように定義されているかについて開示しなければならない。

提示および報告—必須基準

- 6.A.23 各準拠提示資料において、次の事項を提示しなければならない。
- 会社は、コンポジットの各年度末までのフィー控除後 SI-IRR を提示しなければならない。会社は、初めに少なくとも5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社の開始またはコンポジット開始日以降）の GIPS 基準の必須事項に準拠したパフォーマンスを提示しなければならない。それ以降の各年について、会社は、追加年のパフォーマンスを提示しなければならない。
 - 2011年1月1日以降の期間については、当初期間が1年に満たないときは、会社は、初年度末までの年率換算していないフィー控除後 SI-IRR を提示しなければならない。
 - 2011年1月1日以降を期末とする期間については、会社は、コンポジット最終清算日までのフィー控除後 SI-IRR を提示しなければならない。

- 6.A.24 コンポジットのフィー控除前 SI-IRR を準拠提示資料において提示する場合は、会社は、フィー控除後 SI-IRR が提示されている期間と同じ期間について、コンポジットのフィー控除前 SI-IRR を提示しなければならない。
- 6.A.25 会社は、各年度末現在の次の事項を提示しなければならない。
- a. コンポジット開始来の払込出資金
 - b. コンポジット開始来の分配額
 - c. コンポジットの累積出資約束金
 - d. 評価総額／開始来払込出資金（投資倍率または TVPI）
 - e. 開始来分配額／開始来払込出資金（実現倍率または DPI）
 - f. 開始来払込出資金／累積出資約束金（PIC 倍率）
 - g. 残余価値／開始来払込出資金（未実現倍率または RVPI）
- 6.A.26 会社は、各年度末までのベンチマークの SI-IRR を提示しなければならない。ベンチマークは、次を満たしていなければならない。
- a. コンポジットの投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略を反映していること。
 - b. コンポジット提示期間と同じ期間について提示されていること。
 - c. コンポジットと同じ組成年であること。

不動産—勸奨基準

入力データ—勸奨基準（基準 1.B.1 は適用されない）

- 6.B.1 2012 年 1 月 1 日より以前の運用実績についても、不動産投資は、独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人により、少なくとも 12 ヶ月ごとに評価すべきである。
- 6.B.2 不動産投資は、独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人により、年度末現在で評価すべきである。

ディスクロージャー（開示）—勸奨基準

- 6.B.3 会社は、コンポジット中のポートフォリオに適用されている会計基準（例えば、U.S. GAAP、IFRS）を開示すべきである。
- 6.B.4 会社は、各年度末現在における、パフォーマンス報告で使用した評価と財務報告で使用した評価との間の重要な差異について説明し、開示すべきである。
- 6.B.5 2011 年 1 月 1 日より以前の運用実績についても、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示すべきである。

提示および報告—勸奨基準（基準 5.B.3、5.B.4、5.B.5 は適用されない）

- 6.B.6 会社は、フィー控除前リターンおよびフィー控除後リターンの両方を提示すべきである。
- 6.B.7 会社は、各年度末現在における、コンポジット総資産額に占める不動産ではない資産の割合を開示すべきである。
- 6.B.8 会社は、入手可能な場合は、ベンチマークの構成リターンを提示すべきである。

次の基準は、クローズドエンド型不動産ファンドのコンポジットに適用される追加的な勸奨基準である。

計算方法—勸奨基準

6.B.9 SI-IRR は、日次キャッシュフローを使用して計算すべきである。

7. プライベート・エクイティ

以下のプライベート・エクイティ基準は、特に注記しない限り、第I章第0節から第5節に規定する GIPS 基準の必須基準および勸奨基準を補完するものである。

プライベート・エクイティ基準は、2005年に初めて GIPS 基準に導入され、2006年1月1日に発効した。準拠提示資料が、2006年1月1日以降を期末とする期間のプライベート・エクイティのパフォーマンスを含む場合には、GIPS 基準 2005年版のプライベート・エクイティの必須基準をすべて満たすことが必須とされた。以下のプライベート・エクイティ基準は、2011年1月1日に発効する。プライベート・エクイティ・コンポジットが、2011年1月1日以降を期末とする期間のパフォーマンスを含む場合には、以下のプライベート・エクイティの必須基準のすべてに準拠しなければならない、また勸奨基準に従うべきである。

以下は、プライマリー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズを含む、存続期間および出資約束金が確定しているプライベート・エクイティ・ビークルによるプライベート・エクイティ投資のパフォーマンス計算および提示に適用される基準を定めたものである。本基準は、存続期間および出資約束金が確定しているセカンダリー・ファンドにも適用され、セカンダリー・ファンドの投資形態によって、プライマリー・ファンドに適用される基準またはファンド・オブ・ファンズに適用される基準のいずれかを適用しなければならない。プライベート・エクイティのオープンエンド型ファンドおよびエバーグリーン・ファンドは、第I章第0節から第5節に従わなければならない。クローズドエンド型不動産ファンドは、第I章第6節に従わなければならない。

プライベート・エクイティ—必須基準

入力データ—必須基準（基準 1.A.3.a、1.A.3.b、1.A.4 は適用されない）

7.A.1⁸ 2011年1月1日以降を期末とする期間については、プライベート・エクイティ投資は、第II章における公正価値の定義および GIPS 評価原則に従って評価しなければならない。

7.A.2 プライベート・エクイティは、少なくとも年次ベースで評価しなければならない。

計算方法—必須基準（基準 2.A.2、2.A.4、2.A.6、2.A.7 は適用されない）

7.A.3 会社は、年率換算した開始来内部収益率（SINCE INCEPTION INTERNAL RATE OF RETURN, SI-IRR）を計算しなければならない。

7.A.4⁹ 2011年1月1日以降を期末とする期間については、SI-IRR は、日次キャッシュフローを使用して計算しなければならない。株式の分配は、キャッシュフローとして含めなければならない、かつ、分配時点の評価を用いなければならない。

7.A.5 リターンはすべて、当該期間にかかる実際の取引費用を控除して計算しなければならない。

7.A.6 フィー控除後リターンは、実際の運用報酬（成功報酬を含む）控除後で計算しなければならない。

7.A.7 ファンド・オブ・ファンズについては、リターンはすべて、成功報酬を含む、投資先のパートナーシップおよび/またはファンドのフィーおよび費用のすべてを控除して計算しなければならない。

⁸ 2011年1月1日より以前を期末とする期間については、プライベート・エクイティ投資は、GIPS 基準 2005年版付属資料 D の GIPS プライベート・エクイティ評価原則または GIPS 基準 2010年版第II章の GIPS 評価原則に従って評価しなければならない。

⁹ 2011年1月1日より以前を期末とする期間については、SI-IRR は日次または月次のキャッシュフローを使用して計算しなければならない。

コンポジットの構築—必須基準（基準 3.A.10 は適用されない）

- 7.A.8 コンポジットの定義は、コンポジットの存続期間を通じて一貫していなければならない。
- 7.A.9 プライマリー・ファンドは、組成年および投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略により定義された少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。
- 7.A.10 ファンド・オブ・ファンズは、ファンド・オブ・ファンズの組成年および/または投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略により定義された少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。

ディスクロージャー（開示）—必須基準（基準 4.A.5、4.A.6.a、4.A.6.b、4.A.8、4.A.15、4.A.26、4.A.32、4.A.33、4.A.34 は適用されない）

- 7.A.11 会社は、コンポジットの組成年および組成年がどのように定義されているかについて開示しなければならない。
- 7.A.12 会社は、清算したコンポジットの最終清算日を開示しなければならない。
- 7.A.13 会社は、直近期間について、プライベート・エクイティ投資の評価のために使用した評価方法を開示しなければならない。
- 7.A.14 2011年1月1日以降を期末とする期間について、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示しなければならない。
- 7.A.15 会社は、GIPS 評価原則に加えて業界の評価ガイドラインに従っている場合は、どのガイドラインを適用したか開示しなければならない。
- 7.A.16 会社は、使用したベンチマーク計算方法を開示しなければならない。会社は、コンポジットのパブリック・マーケット・エクイバレントをベンチマークとして提示する場合は、パブリック・マーケット・エクイバレント計算のために使用したインデックスを開示しなければならない。
- 7.A.17 会社は、2011年1月1日より以前の期間について日次キャッシュフローを使用していない場合は、SI-IRR の計算で使用するキャッシュフローの頻度を開示しなければならない。
- 7.A.18 フィー控除前リターンについて、取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときは、会社はその旨を開示しなければならない。
- 7.A.19 フィー控除後リターンについて、運用報酬および取引費用に加えてその他のフィーを控除しているときは、会社はその旨を開示しなければならない。
- 7.A.20 会社は、2006年1月1日より以前を期末とする期間について GIPS 基準に準拠していないパフォーマンスを提示している場合は、当該非準拠期間を開示しなければならない。

提示および報告—必須基準（基準 5.A.1.a、5.A.1.b、5.A.1.c、5.A.1.d、5.A.1.e、5.A.1.i、5.A.2、5.A.3 は適用されない）

- 7.A.21 各準拠提示資料において、次の事項を提示しなければならない。
 - a. 会社は、コンポジットの各年度末までのフィー控除後およびフィー控除前 SI-IRR の双方を提示しなければならない。会社は、初めに少なくとも5年間（または、会社またはコンポジットの存続期間が5年未満のときは会社の開始またはコンポジット開始日以降）の GIPS 基準の必須事項に準拠したパフォーマンスを提示しなければならない。それ以降の各年について、会社は、追加年のパフォーマンスを提示しなければならない。コンポジット・リターンについて、フィー控除前、フィー控除後のどちらであるか明示しなければならない。
 - b. 2011年1月1日以降の期間については、当初期間が1年に満たないときは、会社は、初年度末までの年率換算していないフィー控除後およびフィー控除前の SI-IRR を提示しなければならない。
 - c. 2011年1月1日以降を期末とする期間については、会社は、コンポジット最終清算日までのフィー控除後およびフィー控除前の SI-IRR を提示しなければならない。

- 7.A.22 2011年1月1日以降を期末とする期間については、ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットが投資マンドート、投資目的、または投資戦略によってのみ定義される場合には、会社は、原資産である投資対象を組成年別に分類した場合の SI-IRR および 7.A.23 で必須とされるその他指標についても提示しなければならない。これら指標は、ファンド・オブ・ファンズの運用報酬控除前、直近年度末現在で提示しなければならない。
- 7.A.23 会社は、各年度末現在の次の事項を開示しなければならない。
- a. コンポジット開始来の払込出資金
 - b. コンポジット開始来の分配額
 - c. コンポジットの累積出資約束金
 - d. 評価総額／開始来払込出資金（投資倍率または TVPI）
 - e. 開始来分配額／開始来払込出資金（実現倍率または DPI）
 - f. 開始来払込出資金／累積出資約束金（PIC 倍率）
 - g. 残余価値／開始来払込出資金（未実現倍率または RVPI）
- 7.A.24 会社は、各年度末までのベンチマークの SI-IRR を提示しなければならない。ベンチマークは、次を満たしていなければならない。
- a. コンポジットの投資マンドート、投資目的、または投資戦略を反映していること。
 - b. コンポジット提示期間と同じ期間について提示されていること。
 - c. コンポジットと同じ組成年であること。
- 7.A.25 ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットが投資マンドート、投資目的、または投資戦略によってのみ定義されており、かつ原資産である投資対象についてベンチマークが提示される場合には、ベンチマークは、原資産である投資対象と同じ組成年および投資マンドート、投資目的、または投資戦略を有するものでなければならない。
- 7.A.26 2011年1月1日以降を期末とする期間については、ファンド・オブ・ファンズ・コンポジット中に（ファンド投資ビークル以外の）直接投資資産がある場合には、会社は、各年度末現在におけるコンポジット資産に占める直接投資資産の割合を提示しなければならない。
- 7.A.27 2011年1月1日以降を期末とする期間については、プライマリー・ファンド・コンポジット中に（直接投資以外の）ファンド投資ビークルによる資産がある場合には、会社は、各年度末現在におけるコンポジット資産に占めるファンド投資ビークル資産の割合を提示しなければならない。
- 7.A.28 会社は、2006年1月1日以降を期末とする期間について GIPS 非準拠パフォーマンスを提示してはならない。2006年1月1日より以前を期末とする期間については、会社は、GIPS 非準拠パフォーマンスを提示してもよい。

プライベート・エクイティ―勸奨基準

入力データ―勸奨基準（基準 1.B.1 は適用されない）

- 7.B.1 プライベート・エクイティ投資は、四半期ごとに評価すべきである。

計算方法―勸奨基準（基準 2.B.2 は適用されない）

- 7.B.2 2011年1月1日より以前を期末とする期間についても、SI-IRR は、日次キャッシュフローを使用して計算すべきである。

コンポジットの構築—勸奨基準（基準 3.B.2 は適用されない）

ディスクロージャー（開示）—勸奨基準

- 7.B.3 会社は、各年度末現在における、パフォーマンス報告で使用した評価と財務報告で使用した評価との間の重要な差異について説明し、開示すべきである。
- 7.B.4 2011年1月1日より以前の期間についても、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示すべきである。

提示および報告—勸奨基準（基準 5.B.2、5.B.3、5.B.4、5.B.5 は適用されない）

- 7.B.5 2011年1月1日以降を期末とする期間については、ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットがファンド・オブ・ファンズの組成年によってのみ定義される場合には、会社は、原資産である投資対象を投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略別に分類した場合の SI-IRR および 7.A.23 で必須とされるその他指標についても提示すべきである。これら指標は、ファンド・オブ・ファンズの運用報酬控除前で提示すべきである。
- 7.B.6 2011年1月1日より以前を期末とする期間についても、ファンド・オブ・ファンズ・コンポジット中に（ファンド投資ビークル以外の）直接投資資産がある場合には、会社は、各年度末現在におけるコンポジット資産に占める直接投資資産の割合を提示すべきである。
- 7.B.7 2011年1月1日より以前を期末とする期間についても、プライマリー・ファンド・コンポジット中に（直接投資以外の）ファンド投資ビークルによる資産がある場合には、会社は、各年度末現在におけるコンポジット資産に占めるファンド投資ビークル資産の割合を提示すべきである。

8. ラップフィー/セパレートリー・マネージド・アカウント (SMA) ・ポートフォリオ

以下の基準は、ラップフィー/SMA 見込顧客（ラップフィー/SMA の見込スポンサー、ラップフィー/SMA の見込顧客、およびラップフィー/SMA の既存スポンサーを含む）に準拠提示資料を提示するときに、パフォーマンスの計算および提示に適用される。特に注記しない限り、以下のラップフィー/SMA 基準は、第 I 章第 0 節から第 5 節に規定する GIPS 基準の必須基準および勸奨基準のすべてを補完するものである。

ラップフィー/SMA の構造にはさまざまなタイプがあるが、本基準は、バンドル・フィーが適用され、かつ会社と投資サービスのエンド・ユーザーとの間にラップフィー/SMA スポンサーが介在しているラップフィー/SMA ポートフォリオのすべてに適用される。本基準は、その他のタイプのバンドル・フィー・ポートフォリオとして定義されるポートフォリオには適用されない。会社が個々のラップフィー/SMA ポートフォリオについて投資一任権を有していない場合には、会社がラップフィー/SMA スポンサーに提供するモデルポートフォリオにも適用されない。同様に、マルチプル戦略ポートフォリオ (MSP) ないし同様のプログラムにおける会社またはオーバーレイ・マネージャーは、投資一任権を有していない場合には、そのようなポートフォリオへの本基準の適用を除外される。

ラップフィー/SMA の準拠提示資料が、2006年1月1日以降のパフォーマンス実績を含む場合には、以下のラップフィー/SMA の必須基準をすべて満たさなければならない。

ラップフィー/SMA —必須基準

コンポジットの構築—必須基準

- 8.A.1 会社は、会社が定めたポートフォリオ組み入れ方針に従って、実際のラップフィー/SMA ポートフォリオのパフォーマンス記録を適切なコンポジットに組み入れなければならない。いったん（実際のラップフィー/SMA ポートフォリオを含む）コンポジットが確立されれば、これらのコンポジットはラップフィー/SMA 見込顧客に提示される会社の準拠提示資料において使用されなければならない。

ディスクロージャー（開示）—必須基準（基準 4.A.15 は適用されない）

- 8.A.2 実際のラップフィー /SMA ポートフォリオがコンボジットに組み入れられるより以前の期間のパフォーマンスを含むラップフィー /SMA の準拠提示資料では、会社は、コンボジットが実際のラップフィー /SMA ポートフォリオを含まない旨を各期について開示しなければならない。
- 8.A.3 会社は、2006 年 1 月 1 日より以前の運用実績について GIPS 基準に準拠していない場合には、会社は、当該非準拠期間を開示しなければならない。
- 8.A.4 会社が、既存のラップフィー /SMA スポンサーに対して、当該スポンサーのラップフィー /SMA ポートフォリオのみを含むコンボジット（「特定スポンサーのコンボジット」）のパフォーマンスを提示するときは、会社は、次の事項を開示しなければならない。
- a. 当該特定スポンサーのコンボジットに代表されるラップフィー /SMA スポンサーの名称。
 - b. 特定スポンサーのコンボジットの準拠提示資料が、ラップフィー /SMA 業務を開拓することを目的としており、ラップフィー全体を控除したパフォーマンスを含まない場合には、当該特定スポンサーの準拠提示資料は、そのラップフィー /SMA スポンサー限りであること。

提示および報告—必須基準（基準 5.A.3 は適用されない）

- 8.A.5 会社がラップフィー /SMA 見込顧客にパフォーマンスを提示するときは、ラップフィー /SMA のスポンサーにかかわらずコンボジットの投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略によって運用される実際のラップフィー /SMA ポートフォリオが存在する場合には、それらのパフォーマンスをすべて組み入れたコンボジット（結果として「スタイルにより定義されたコンボジット」となる）を提示しなければならない。
- 8.A.6 会社がラップフィー /SMA 見込顧客にパフォーマンスを提示するときは、パフォーマンスは、ラップフィー全体を控除して提示しなければならない。
- 8.A.7 会社は、2006 年 1 月 1 日以降の運用実績について GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてはならない。2006 年 1 月 1 日以降の運用実績について GIPS 準拠パフォーマンスのみが提示される場合に限り、会社は、GIPS 非準拠パフォーマンスを GIPS 準拠パフォーマンスにリンクしてもよい。

第Ⅱ章 GIPS 評価原則

GIPS 基準は、公正な表示と完全な開示という倫理原則に基づいている。パフォーマンス計算が意味を持つためには、ポートフォリオの投資対象の評価は一貫性 (integrity) をもって行われ、その価値を公正に反映したものでなければならない。GIPS 基準は、2011 年 1 月 1 日付で、会社が以下に掲げる定義および必須事項に従って公正価値による方法を適用することを必須としている。GIPS 評価原則は、公正価値の定義を含め、国際会計基準審議会 (IASB) および米国財務会計基準審議会 (FASB) その他機関が行った作業を考慮して策定されたものである。

より広範な内容を包含する公正価値による評価を必須化することは、GIPS 基準への準拠を表明するすべての会社に影響を及ぼすことになる。活発な市場で取引される流動性のある投資対象の場合、時価から公正価値に変更しても一般的には評価が変わることはないであろう。会社は、同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格 (quoted market price) が入手可能である場合には、それを使用しなければならない。

市場に常に流動性があるとは限らず、投資対象の価格が常に客観的および/または観察可能であるとは限らない。流動性がなく評価の困難な投資対象、あるいは観察可能な時価または市場価格が入手できない投資対象については追加的な手段が必要となる。類似しているが同一ではない投資対象の市場価格が入手可能である場合、評価のためのインプットが客観的ではなく主観的である場合、および/または市場の取引が活発ではなく不活発な場合について、会社の方針および手続で記述しなければならない。以下の第 C 節に、勧奨される評価階層 (valuation hierarchy) が示されている。会社は、コンポジットの評価階層が勧奨される評価階層と大きく (materially) 異なる場合はその旨を開示しなければならない。

会社は、投資対象の評価に外部の第三者を使用してもよいが、その場合でも、会社は GIPS 評価原則を含め、GIPS 基準への準拠責任を有している。

GIPS 基準への準拠を表明する会社は、以下に掲げる必須事項のすべてに従わなければならない、また、以下に掲げる勧奨事項に準拠すべきである。

A. 公正価値の定義

公正価値は、十分な知識と思慮に基づいて行動する自発的な当事者間で行われる独立した立場 (arm's length) での現在の取引において、ある投資対象が交換されるであろう価格と定義される。同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格 (quoted market price) が入手可能である場合には、それを使用して評価を決定しなければならない。同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格が入手できない場合には、会社による時価の最良推計値で評価しなければならない。公正価値には、経過利子を含めなければならない。

B. 評価の必須事項

会社は、以下に掲げる評価の必須事項に準拠しなければならない。

1. 2011 年 1 月 1 日以降の運用実績については、ポートフォリオは、第Ⅱ章における公正価値の定義および GIPS 評価原則に従って評価しなければならない (基準 1.A.2)。
2. 会社は、同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格 (quoted market price) が入手可能である場合には、それを使用して投資対象を評価しなければならない。
3. 会社は、パフォーマンスの計算と提示に関して適用される、すべての法律および規制を遵守しなければならない (基準 0.A.2)。したがって、会社は評価に関して適用される法律および規制を遵守しなければならない。
4. 準拠提示資料が GIPS 基準の必須事項に抵触する法律および/または規制に従っているときは、会社は、その旨、および当該法律および/または規制が GIPS 基準と異なる内容を開示しなければならない (基準 4.A.22)。法律および/または規制と GIPS 評価原則の間における差異もこれに含まれる。

5. 会社は、GIPS 基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を、顧客資産の存在と所有権を確認するための施策を含めて、文書化しなければならない、かつその方針および手続を一貫して適用しなければならない（基準 0.A.5）。したがって、会社は、評価の方針、手続、方法、および階層（hierarchy）について、その変更事項も含めて文書化しなければならない、それらを一貫して適用しなければならない。
6. 会社は、ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、および準拠提示資料の作成に関する方針が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない（基準 4.A.12）。
7. 2011 年 1 月 1 日以降の運用実績については、会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるときは、ポートフォリオの投資対象の評価において（第 II 章の GIPS 評価原則に記述されている）主観的で観察不可能なインプットを使用している旨を開示しなければならない（基準 4.A.27）。
8. 2011 年 1 月 1 日以降の運用実績については、会社は、コンポジットの評価階層（valuation hierarchy）が第 II 章の GIPS 評価原則で勧奨される階層と大きく（materially）異なるときは、その旨を開示しなければならない（基準 4.A.28）。

不動産の評価に関する追加的な必須事項：

9. 不動産投資は外部評価しなければならない（基準 6.A.4）。
10. 外部評価のプロセスは、関連する評価基準設定・運営主体の実務慣習に従っていなければならない。
11. 会社は、評価人または鑑定人の報酬が投資対象の評価額に応じて決まるような外部評価を使用してはならない。
12. 外部評価は、独立した外部の、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人により行わなければならない。そのような専門職が存在しない市場においては、会社は、適格な独立した不動産の評価人または鑑定人のみを使用するよう必要な措置を講じなければならない（基準 6.A.5）。
13. 会社は、直近期間について、不動産投資の評価のために使用した内部評価方法を開示しなければならない（基準 6.A.10.b）。
14. 2011 年 1 月 1 日以降の運用実績について、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示しなければならない（基準 6.A.10.c）。
15. 2011 年 1 月 1 日以降の運用実績について、会社は、外部評価とパフォーマンス報告で使用された評価との重要な差異およびその理由を開示しなければならない（基準 6.A.10.d）。
16. 会社は、各年度末現在におけるコンポジット資産に占める、年度中に外部評価を使用して評価された資産の割合を提示しなければならない（基準 6.A.16.b）。

プライベート・エクイティの評価に関する追加的な必須事項：

17. 選択された評価方法は、投資対象の性質、事実および状況に基づき、当該投資対象に最も適合したものでなければならない。
18. 会社は、直近期間について、プライベート・エクイティ投資の評価のために使用した評価方法を開示しなければならない（基準 7.A.13）。
19. 2011 年 1 月 1 日以降を期末とする期間について、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示しなければならない（基準 7.A.14）。
20. 会社は、GIPS 評価原則に加えて業界の評価ガイドラインに従っている場合は、どのガイドラインを適用したか開示しなければならない（基準 7.A.15）。

会社は、以下に掲げる評価の勧奨事項に従うべきである。

1. 評価階層 (valuation hierarchy) : 会社は、コンポジットごとに、ポートフォリオの投資対象の公正価値を決定する方針および手続に以下の階層を取り入れるべきである。
 - a. 同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格 (quoted market price) が入手可能である場合には、それを使用して投資対象を評価しなければならない。入手できない場合は、投資対象は以下を使用して評価すべきである。
 - b. 活発な市場での類似の投資対象に関する客観的かつ観察可能な公表価格 (quoted market price)。これが入手できない場合または適切でない場合は、投資対象は以下を使用して評価すべきである。
 - c. 活発ではない市場 (投資対象の取引がほとんどなく、価格が最新のものではなく、もしくは気配値が時点および/またはマーケット・メーカーによって大きく変動するような市場) における、同一または類似の投資対象の公表価格 (quoted price)。これが入手できない場合または適切でない場合は、投資対象は以下に基づいて評価すべきである。
 - d. 投資対象について、公表価格 (quoted price) 以外の、観察可能な市場に基づくインプット。これが入手できない場合または適切でない場合は、投資対象は以下に基づいて評価すべきである。
 - e. 測定日に市場が活発ではない場合における、投資対象の主観的で観察不可能なインプット。観察不可能なインプットは、観察可能なインプットおよび価格が入手できない場合またはそれらが適切ではない場合に限り、公正価値の測定に使用されるべきである。観察不可能なインプットは、市場参加者が当該投資対象のプライシングに使用するであろう仮定についての会社独自の仮定を反映しており、その状況下で入手可能な最良の情報に基づいて設定されるべきである。
2. 会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示すべきである (基準 4.B.1)。
3. 会社は、ポートフォリオの投資対象の評価に使用した主要な仮定条件を開示すべきである (基準 4.B.4)。
4. 2011年1月1日より以前の運用実績についても、会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるときは、ポートフォリオの投資対象の評価において(第II章のGIPS評価原則に記述されている)主観的で観察不可能なインプットを使用している旨を開示すべきである。
5. 評価情報は、適格な独立した第三者から取得すべきである (基準 1.B.2)。

不動産の評価に関する追加的な勧奨事項 :

6. 鑑定基準により評価額について一定の幅が許容される場合があるが、パフォーマンス報告に使用される評価額は単一の値となるため、外部の評価人または鑑定人から取得するのは単一の評価額とすることが勧奨される。
7. 外部の鑑定会社は3年から5年ごとに交替することが勧奨される。
8. 会社は、各年度末現在における、パフォーマンス報告で使用した評価と財務報告で使用した評価との間の重要な差異について説明し、開示すべきである (基準 6.B.4)。
9. 2011年1月1日より以前の運用実績についても、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示すべきである (基準 6.B.5)。

プライベート・エクイティの評価に関する追加的な勧奨事項：

10. 会社は、各年度末現在における、パフォーマンス報告で使用した評価と財務報告で使用した評価との間の重要な差異について説明し、開示すべきである（基準 7.B.3）。
11. 2011 年 1 月 1 日より以前の期間についても、会社は、評価方針および/または評価方法の重要な変更を開示すべきである（基準 7.B.4）
12. 以下の留意事項を評価プロセスに取り入れるべきである。
 - a. 各方法で使用したデータの品質および信頼性
 - b. 企業データまたは取引データの比較可能性
 - c. 企業の発展段階
 - d. 企業に特有の追加的留意事項

第Ⅲ章 GIPS 広告ガイドライン

A. GIPS 広告ガイドラインの目的

GIPS 広告ガイドラインは、会社の準拠表明に言及してパフォーマンスの広告を行う場合の選択肢を会社に提供するものである。GIPS 広告ガイドラインは、GIPS 基準そのものにとって代わるものではなく、また、これによって会社が、GIPS 基準で必須とされる準拠提示資料を提示しなくてもよくなるというものでもない。広告ガイドラインは、すでに会社全体として GIPS 基準の必須事項をすべて満たし、広告において GIPS 基準への準拠を表明する会社だけに適用されるものである。会社は、広告において準拠表明することを選択する場合には、GIPS 広告ガイドラインに従うか、もしくは広告に準拠提示資料を含めなければならない。

広告の定義

広告ガイドラインの対象となる広告には、新聞、雑誌、会社のブローシャー、手紙、メディア、ウェブサイト、そのほか 2 人以上の見込顧客に発信される文書または電子媒体により配布される資料、あるいはそのような媒体で使用するために作成される資料のすべてを含む。1 対 1 のプレゼンテーション資料および個別顧客への報告である場合を除き、会社が既存顧客の維持や新規顧客勧誘のために配布するいかなる文書も広告と見なされる。

GIPS 広告ガイドラインと各国規制との関係

パフォーマンスを広告する会社は、広告に関して適用されるすべての法律および規制を遵守しなければならない。会社は、追加的な開示が必須であると考えられる場合には、法律または規制に関する助言を求めることが奨励される。適用される法律および/または規制が GIPS 基準の必須事項および/または GIPS 広告ガイドラインに抵触する場合には、会社は、当該法律または規制を遵守することが必須とされる。

ミューチュアル・ファンドやオープンエンド型の投資会社のようなユニット化した合同投資ビークル (pooled unitized investment vehicles) の計算および広告には、ほとんどの市場において規制がある。GIPS 広告ガイドラインは、会社がユニット化した合同投資ビークルのみのパフォーマンスを広告しようとする場合に、適用される法律および/または規制にとって代わろうとするものではない。

その他の情報

広告には、GIPS 広告ガイドラインで必須とされる情報以外のその他の情報を追加してもよい。ただし、その他の情報が、GIPS 広告ガイドラインで必須とされる情報と同じ大きさかそれよりも目立たない大きさで掲載され、かつ GIPS 基準の必須事項および/または GIPS 広告ガイドラインに抵触しない場合に限る。会社は、広告を行う場合には、公正な表示と完全な開示という原則に従わなければならない、虚偽の、または誤解を生ずるようなパフォーマンスまたはパフォーマンス関連の情報を提示してはならない。

B. GIPS 広告ガイドラインの必須事項

広告において GIPS 広告ガイドラインに従って GIPS 基準への準拠を表明する場合はすべて、次の事項を開示しなければならない。

1. 会社の定義
2. 見込顧客が、準拠提示資料および/または会社のコンポジットの概略一覧表を入手する方法
3. 広告のための次の GIPS 準拠表明文
 「[会社名挿入] は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明する。」

広告において GIPS 広告ガイドラインに従って GIPS 基準への準拠を表明し、かつパフォーマンスを提示する場合はすべて、次の情報も開示しなければならない。当該情報は、準拠提示資料から取得しなければならない。

4. コンポジットの概略

5. 次のいずれかによるコンポジットのトータル・リターン

- a. 期末日を明示したうえ、直近期間に至る 1 年間、3 年間、5 年間の年率換算したコンポジット・リターン。コンポジットの存続期間が 5 年未満の場合には、会社は、コンポジット開始日以来の年率換算したリターンも提示しなければならない（例えば、コンポジットが 4 年間存続している場合には、会社は、直近期間に至る 1 年間、3 年間、および 4 年間の年率換算したリターンを提示しなければならない）。1 年未満の期間のリターンは年率換算してはならない。
- b. 期末日を明示したうえ、対応する準拠提示資料に提示されている期間と同一の期間について、1 年間、3 年間、5 年間の年率換算したコンポジット・リターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のコンポジット・リターン。コンポジットの存続期間が 5 年未満の場合には、会社は、コンポジット開始日以来の年率換算したリターンも提示しなければならない（例えば、コンポジットが 4 年間存続している場合には、会社は、直近日までの期間（period-to-date）のコンポジット・リターンに加えて、1 年間、3 年間、および 4 年間の年率換算したリターンを提示しなければならない）。1 年未満の期間のリターンは年率換算してはならない。
- c. 期末日を明示したうえ、5 年分（またはコンポジットの存続期間が 5 年未満の場合には、コンポジット開始日以降の各年度）の年間コンポジット・リターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のコンポジット・リターン。年間リターンの計算は、対応する準拠提示資料に提示されている期間と同一の期間について行わなければならない。

6. リターンがフィー（運用報酬）控除前および/またはフィー（運用報酬）控除後で表示されているかどうか。

7. コンポジット・リターンが提示されている期間と同一の期間のベンチマークのトータル・リターン。会社は、対応する準拠提示資料に提示されているのと同じベンチマークのトータル・リターンを提示しなければならない。

8. ベンチマークの概略

9. 会社は、コンポジットに適切なベンチマークが存在しないと判断した場合は、ベンチマークが提示されない理由を開示しなければならない。

10. パフォーマンス表示で使用した通貨

11. レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの存在、使用、および程度が重要である場合には、当該金融商品の使用頻度、特徴等、リスクを十分に説明するための内容

12. 2000 年 1 月 1 日より以前の運用実績について GIPS 基準に準拠していないパフォーマンスを広告に提示する場合は、会社は、当該非準拠期間を開示しなければならない。

13. 広告が、GIPS 基準の必須事項および/または GIPS 広告ガイドラインに抵触する法律および/または規制に従っているときは、会社は、その旨、および当該法律および/または規制が GIPS 基準および/または GIPS 広告ガイドラインと異なる内容を開示しなければならない。

第Ⅳ章 検 証

検証（VERIFICATION）は、それにより、会社およびその既存・見込顧客にとって、会社のGIPS基準への準拠表明に対する信頼性が高まることを意図している。検証は、また、会社のパフォーマンス測定業務従事者の知識を高め、会社の準拠提示資料の一貫性と質を改善することに資する。検証は、社内でのパフォーマンス測定プロセスおよび手続を改善し、会社にとってマーケティング上の利点を高めることができよう。ただし、検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

GIPS基準は、会社が検証を受けることを勧奨する。検証は、基準への準拠表明の信頼性を高めるとともに、会社の投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示という指導的原理全般を支えるものとなる。

検証手続は、パフォーマンス提示の質、正確性および妥当性を確保すること、および会社が負担するコストを最小化すること、この両方を考慮して策定されたものである。

A. 検証の範囲と目的

1. 検証は、適格な独立の第三者により行われなければならない。
2. 検証は、以下について評価するものである。
 - a. 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか。
 - b. 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうか。
3. 検証報告書は、会社全体についてのみ発行されるものであり、コンポジットについて検証を実施することはできない。したがって、検証は、特定のコンポジットのパフォーマンスについて保証（assurance）を行うものではない。会社は、特定のコンポジットが「検証を受けた」旨の表明、あるいは、それと同様の表明を行ってはならない。
4. 検証を初めて実施する場合の最短期間は、会社が提示したパフォーマンス記録のうちの1年分（または会社の存続期間が1年未満の場合には会社開始日以降期末までの期間）とすることができる。勧奨される検証対象期間は、会社がGIPS基準への準拠を表明するパフォーマンス記録の全期間である。
5. 検証報告書は、以下の意見を述べなければならない。
 - a. 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること。
 - b. 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていること。

会社は、検証報告書が発行されていない限り、検証を受けた旨を表明してはならない。

6. 主たる検証者は、自らの検証意見形成の基礎の一部として、他の検証者の検証結果を利用することができる。主たる検証者は、また、適格な信頼するに足る独立の第三者による監査および/または内部統制業務に依拠することを選択することができる。さらに、主たる検証者は、検証会社が行ったその他の監査および/または内部統制業務に依拠することを選択することができる。主たる検証者は、他の者の業務に依拠しようとする場合には、その決定を行うに際して、対象となった期間、実施手続の結果、資格、能力、客観性、およびその者の評判（reputation）を含め、当該業務の範囲について評価しなければならない。依拠するかどうかの検討およびその結果は、主たる検証者により文書化されなければならない。主たる検証者は、他の独立の第三者が行った業務に依拠するかどうか決定する際には、専門職としての懐疑心（professional skepticism）をもって行わなければならない。

7. サンプルポートフォリオの選定：検証者は、適格な信頼するに足る独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくは適切な代替的統制手続が当該検証者により実施されている場合を除き、検証手続の実施において会社全体をテストの対象としなければならない。検証者は、当該手続の実施において、サンプリング手法を使用することができる。検証者は、サンプルを選定する場合には、その判断の基準として次の事項を考慮しなければならない。
 - a. 会社のコンポジット数
 - b. 各コンポジットに含まれるポートフォリオ数
 - c. コンポジットのタイプ
 - d. 会社の運用総資産額
 - e. 会社の内部統制機構（チェック・アンド・バランスの仕組み）
 - f. 検証の対象年数
 - g. コンピューター・アプリケーション、コンポジットの構築および維持に使用しているソフトウェア、外部のパフォーマンス測定者の使用、およびパフォーマンス計算方法

上記は、サンプルを選定し評価する際に最低限考慮しなければならない基準を示したものであり、すべての事項を網羅したものではない。例えば、資産額が大きいため、あるいはパフォーマンスが極端に良いかまたは悪いために、コンポジット・パフォーマンスへの影響が最も大きいポートフォリオをサンプルに含めることは、効果的であろう。記録文書の紛失や不完全さ、また、エラーがある場合には、通常、より多くのサンプルを選定するか、または検証手続を追加する必要がある。
8. 検証を行った結果、会社が GIPS 基準に準拠していない、または会社の保持する記録では検証を行うことはできない、と検証者が判断した場合には、検証者は、検証報告書を発行することができない理由を記載した書面を会社に提出しなければならない。検証者は、会社が GIPS 基準に準拠していないこと、または会社の記録では検証を行うことができないことを知っているときは、検証報告書を発行してはならない。
9. 最低限の検証手続は、以下の第 B 節に記載されている。検証報告書には、検証が本検証手続に従って実施された旨を記載しなければならない。

B. 検証の必須手続

以下は、検証者が検証を実施する際に、従わなければならない最低限の手続である。検証者は、会社に対し検証報告書を発行する前に、これら手続に従って検証を完了しなければならない。

1. 検証実施前の手続
 - a. GIPS 基準についての知識：検証者は、CFA 協会および GIPS Executive Committee が公表する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明を含めて、GIPS 基準の必須事項および勸奨事項のすべてを理解しなければならない。これらの情報は、GIPS 基準のホームページ (www.gipsstandards.org) および GIPS ハンドブックで提供されている。
 - b. 関連規制についての知識：検証者は、パフォーマンスの計算および提示に関して適用される法律および規制に精通していなければならない。さらに、GIPS 基準がこれら法律および規制に抵触するときは、その内容を検討しなければならない。
 - c. 会社についての知識：検証者は、会社の組織体制および業務執行を含め、会社について理解していなければならない。

- d. 会社の方針および手続についての知識：検証者は、適用される GIPS 基準の必須事項および採用した勸奨事項のすべてに準拠し、準拠を維持するための会社の方針と手続について理解していなければならない。検証者は、会社が GIPS 基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針と手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。
- e. 評価基準およびパフォーマンス計算についての知識：検証者は、ポートフォリオ評価および投資パフォーマンス計算に使用される方針、手続および方法を理解していなければならない。

2. 検証手続

- a. 準拠の基本条件：検証者は、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
 - i. 会社が現在および過去を通じて適切に定義されていること。
 - ii. 会社が GIPS 基準に準拠してコンポジットを定義し、維持していること。
 - iii. 会社の運用実績のあるフィーを課す投資一任ポートフォリオがすべて、少なくとも 1 つのコンポジットに含まれていること。
 - iv. 会社の定める投資一任の定義が、全期間を通じて一貫して適用されていること。
 - v. 恒常的に、すべてのポートフォリオが該当するコンポジットに組み入れられており、またあるコンポジットに属すべきポートフォリオが当該コンポジットから除外されていないこと。
 - vi. 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針および手続が適切であり、一貫して適用されていること。
 - vii. コンポジットのベンチマークが、コンポジットの投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略を反映していること。
 - viii. コンポジットの構築および維持に関する会社の方針および手続が、一貫して適用されていること。
 - ix. 会社のコンポジットの概略一覧表がすべてを網羅していること。
 - x. 会社の運用総資産額が適切に計算され、開示されていること。
- b. ポートフォリオの投資一任性の判断：検証者は、会社の全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、この一覧表からポートフォリオを選定し、ポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインおよび投資一任の有無を判定するための会社の方針と手続を参照して、会社がポートフォリオの投資一任または非一任の分類を適切に行っているかを確かめるための十分な手続を実施しなければならない。
- c. ポートフォリオのコンポジットへの割当：検証者は、検証対象期間の全コンポジットについて、開設（新規・既存とも）および閉鎖された全ポートフォリオの一覧表を入手しなければならない。検証者は、これら一覧表からポートフォリオを選定し、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。
 - i. コンポジットへの組み入れが、会社の方針および手続に従って適時に行われていること。
 - ii. コンポジットからの除外が、会社の方針および手続に従って適時に行われていること。
 - iii. ポートフォリオの運用契約書、投資ガイドライン、ポートフォリオ概要、および/またはその他適切な文書に示されている、ポートフォリオの投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略が、コンポジットの定義と整合していること。

- iv. ポートフォリオが完全かつ正確にコンポジットに組み入れられていること。本事項は次の双方から確かめるものとする。
 - a. 選定したポートフォリオをポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインからコンポジットまで精査すること。
 - b. 選定したポートフォリオをコンポジットからポートフォリオの運用契約書および/または投資ガイドラインまで精査すること。
 - v. 同一の投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略を有するポートフォリオが、同じコンポジットに属していること。
 - vi. コンポジット間の移管が、ポートフォリオの投資マニフェスト、投資目的、または投資戦略の変更に関する記録もしくはコンポジットの再定義に照らし、適切であり整合していること。
- d. データのレビュー：検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。
- i. ポートフォリオの資金流出入の区分（例えば、受取、支払、配当、利子、報酬、税金、等）
 - ii. 収入、利子および配当の発生と受取に関する会計処理
 - iii. 税金、税金の還付金、未払税金に関する会計処理
 - iv. 買付、売却、およびその他のポジションの発生と消滅の認識に関する会計処理
 - v. デリバティブを含む投資に関する会計処理および評価方法
- e. パフォーマンス測定計算：検証者は、検証が特定のコンポジット・リターン of 正確な計算と提示について保証（assurance）を行うものではないことを認識したうえで、会社が会社の方針および手続に従ってパフォーマンスを計算し提示していることを確かめなければならない。検証者は、以下の手続を実施しなければならない。
- i. ポートフォリオのサンプルについてリターンを再計算し、GIPS 基準で必須とされるリターン計算方法が使用されていること、また、会社の方針および手続に従って計算が行われていることを確かめる。さらに、検証者は、フィーおよび費用が GIPS 基準および会社の方針と手続に従って処理されていることを確かめなければならない。
 - ii. コンポジットおよびベンチマークの計算についてサンプルを抽出し、必要な数値データすべて（例えば、リスク指標、内部的散らばり）の正確性を確かめる。
 - iii. カスタム・ベンチマークまたは複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、会社が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが準拠提示資料におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。
- f. 準拠提示資料：検証者は、パフォーマンス提示において、GIPS 基準が必須とする情報および開示のすべてが含まれていることを確かめるため、準拠提示資料のサンプルについて十分な手続を実施しなければならない。情報および開示は、会社の記録、会社の方針と手続、および検証者の手続の結果と整合していなければならない。
- g. 記録の保持：検証者は、検証者が行った重大な判定および結論のすべてを含め、検証報告書発行の根拠となる実施されたすべての手続を裏付けるに十分な文書を保持しなければならない。

- h. 確認書：検証者は、GIPS 基準に準拠し、準拠を維持するための方針および手順が、会社の方針・手続文書に規定されているとおりであり、検証対象期間のすべてに一貫して適用されていることを確認する確認書を会社から入手しなければならない。確認書は、検証対象期間について会社が GIPS 基準に準拠していることを確認しなければならない。確認書には、検証期間中に検証者になされたその他の詳細な説明も含まれていなければならない。

C. パフォーマンス検査

会社は、検証に加えて、特定のコンポジットの準拠提示資料についてパフォーマンス検査を受けることを選択することができる。ただし、パフォーマンス検査報告書は、検証報告書が発行されていない限り、発行されてはならない。パフォーマンス検査は検証と同時に実施してもよい。

パフォーマンス検査は、会社が検証を受けるうえで必須ではない。会社は、特定のコンポジットについてパフォーマンス検査報告書が発行されていない限り、コンポジットが検査を受けた旨表明してはならない。

追加的なガイダンスについては、パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメントを参照されたい。

第V章 用語集

<p>発生主義会計 ACCRUAL ACCOUNTING</p>	<p>金融取引を、支払または決済時点ではなく、それらが実在することとなる時点で記録すること。</p>
<p>追加情報 ADDITIONAL INFORMATION</p>	<p>GIPS 基準において必須もしくは勧奨される情報であり、「補足情報 (SUPPLEMENTAL INFORMATION)」とは見なされない情報。</p>
<p>管理報酬 ADMINISTRATIVE FEE</p>	<p>取引費用 (TRADING EXPENSES) および運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE) 以外のすべての報酬。管理報酬は、カストディ・フィー (CUSTODY FEE)、会計事務報酬、監査報酬、コンサルティング費用、法務費用、パフォーマンス計測費用、その他の関連費用を含む。(「バンドル・フィー (BUNDLED FEE)」参照)</p>
<p>オール・イン・フィー ALL-IN-FEE</p>	<p>バンドル・フィー (BUNDLED FEE) の一種で、運用報酬、取引費用、カストディ・フィー、および管理報酬の任意の組み合わせからなる。オール・イン・フィーは、顧客ごとに適用されるものであり、一般的に、資産運用、ブローカレッジ、およびカストディのサービスが同一会社により提供されるような国・地域 (jurisdictions) で提供される。</p>
<p>ベンチマーク BENCHMARK</p>	<p>コンポジットのパフォーマンスおよび/またはリスクを評価する基準となるもの。</p>
<p>ベンチマークの概略 BENCHMARK DESCRIPTION</p>	<p>ベンチマークの投資、構成および/または特徴に関する一般的な情報。概略には、ベンチマークの主要な特徴、もしくはベンチマークが容易に認識できるインデックスその他の評価基準である場合にはベンチマークの名称を記載しなければならない。</p>
<p>バンドル・フィー BUNDLED FEE</p>	<p>複数のフィーを組み合わせた一つの総合フィー、または複数のフィーを一つに束ねた (「バンドルした」) フィー。バンドル・フィーは、運用報酬、取引費用、カストディ・フィー、および/または管理報酬の任意の組み合わせからなる。代表的なバンドル・フィーの例として、ラップフィー (WRAP FEE) とオール・イン・フィー (ALL-IN-FEE) の2つがある。</p>
<p>投下資本 (不動産) CAPITAL EMPLOYED (REAL ESTATE)</p>	<p>リターン計算式の分母であり、測定期間中の「加重平均持分」(加重平均資本)と定義される。投下資本には、測定期間中に発生したインカム・リターン (INCOME RETURN) またはキャピタル・リターン (CAPITAL RETURN) は含まれない。期初の資本は、加重された期中の外部キャッシュフロー (EXTERNAL CASH FLOW) の分だけ調整される。</p>
<p>キャピタル・リターン (不動産) CAPITAL RETURN (REAL ESTATE)</p>	<p>測定期間を通じて保有されていた不動産と現金/現金同等物に係る価値の期中の変化。ただし、資本的支出をすべて減算し、売却純利益を加算する調整がなされる。キャピタル・リターンは、投下資本 (CAPITAL EMPLOYED) に対する割合 (%) として計算される。「キャピタル・アプリシエーション・リターン」または「アプリシエーション・リターン」ともいう。</p>

<p>成功報酬 (不動産およびプライベート・エクイティ) CARRIED INTEREST (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>投資ビークルが行った投資から実現した利益のうち、ジェネラル・パートナーが配分を受ける割合。「キャリー (carry)」または「プロモート (promote)」ともいう。</p>
<p>カーブアウト CARVE-OUT</p>	<p>ポートフォリオのうち、それ自身で個別の投資戦略を代表する部分。これは、より広い投資マンドートに対して運用されるマルチ戦略ポートフォリオからより狭い投資マンドートに対するトラック・レコードを作成するために使用される。2010年1月1日以降の運用実績については、カーブアウトはキャッシュバランスを有して個別管理されなければならない。</p>
<p>クローズドエンド型ファンド (不動産およびプライベート・エクイティ) CLOSED-END FUND (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>投資ビークルの一形態で、投資家の数と出資約束金 (COMMITTED CAPITAL)、および存続期間が固定されており、追加申込および/または解約が認められない。クローズドエンド型ファンドには、ジェネラル・パートナーにより制御されるキャピタル・コール (ドローダウン) が存在する。</p>
<p>出資約束金 (不動産およびプライベート・エクイティ) COMMITTED CAPITAL (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>投資家 (リミテッド・パートナーおよびジェネラル・パートナー) または会社による、投資ビークルへの出資の確約。出資約束金は、通常、一度にドローダウンされることはなく、一定期間にわたりドローダウンされる。「コミットメント (commitments)」ともいう。</p>
<p>準拠提示資料 COMPLIANT PRESENTATION</p>	<p>GIPS基準により必須とされるすべての情報を含むコンポジット提示資料で、追加情報 (ADDITIONAL INFORMATION) または補足情報 (SUPPLEMENTAL INFORMATION) を含むこともある。(付属資料Aの準拠提示資料例参照)</p>
<p>コンポジット COMPOSITE</p>	<p>類似の投資マンドート、投資目的、または投資戦略に従って運用される1つ以上のポートフォリオを1つに集めたもの。</p>
<p>コンポジット構築日 COMPOSITE CREATION DATE</p>	<p>会社が、1つ以上のポートフォリオを初めてグループ化してコンポジットを構築することとなった日。コンポジット構築日は、コンポジット開始日 (COMPOSITE INCEPTION DATE) とは必ずしも一致しない。</p>
<p>コンポジットの定義 COMPOSITE DEFINITION</p>	<p>ポートフォリオが帰属すべきコンポジットを判定するための詳細な判断基準(criteria)。判断基準には、例えば、投資マンドート、投資スタイルまたは投資戦略、資産クラス、デリバティブ、レバレッジおよび/またはヘッジの使用、ターゲットとするリスクメトリックス指標、投資制約または制限、および/またはポートフォリオのタイプ (例えば、単独運用または合同運用、課税対非課税) が含まれる。</p>
<p>コンポジットの概略 COMPOSITE DESCRIPTION</p>	<p>コンポジットの投資マンドート、投資目的、または投資戦略に関する一般的な情報。コンポジットの概略は、コンポジットの定義より簡略なものでよいが、コンポジットの主要な特徴をすべて含まなければならない。見込顧客 (PROSPECTIVE CLIENT) がコンポジットの投資マンドート、投資目的、または投資戦略の主要な特徴について理解できるよう十分な情報を含まなければならない。(付属資料Cのコンポジットの概略一覧表例参照)</p>

<p>コンポジット開始日 COMPOSITE INCEPTION DATE</p>	<p>コンポジットのパフォーマンス記録の最初の日。コンポジット開始日は、コンポジット構築日 (COMPOSITE CREATION DATE) とは必ずしも一致しない。</p>
<p>コンポジット終了日 COMPOSITE TERMINATION DATE</p>	<p>最後のポートフォリオがコンポジットからはずれた日。</p>
<p>カストディ・フィー CUSTODY FEE</p>	<p>ポートフォリオ資産を保管する対価としてカストディアンに支払われる報酬。カストディ・フィーは、管理報酬と見なされ、通常、資産額ベースの部分と取引ベースの部分が含まれる。カストディ・フィーには、会計記帳、有価証券貸付、および/またはパフォーマンス測定といった付加的サービスへの対価も含まれることがある。取引ごとに課されるカストディのフィーは、カストディ・フィーに含めるべきであり、取引費用 (TRADING EXPENSES) の一部とすべきではない。</p>
<p>直接投資 (プライベート・エクイティ) DIRECT INVESTMENTS (PRIVATE EQUITY)</p>	<p>ファンド投資ビークルまたは現金/現金同等物への投資ではなく、プライベート・エクイティ資産への直接の投資。</p>
<p>独立した事業主体 DISTINCT BUSINESS ENTITY</p>	<p>他の事業単位 (unit)、部門 (division, department)、または事業所 (office) から組織および機能上分離されており、運用資産について投資一任権を有し、投資意思決定プロセス全体について自律性を有しているべき、事業単位、部門、または事業所をいう。この判断のために用い得る基準には以下のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法的主体 (legal entity) であること。 • 独立した (distinct) 顧客市場または顧客タイプ (機関投資家、リテール、プライベート顧客、等) を有すること。 • 分離、独立した (distinct) 投資プロセスを使用していること。
<p>分配 (不動産およびプライベート・エクイティ) DISTRIBUTION (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>投資ビークルからリミテッド・パートナー (または投資家) に対して分配される現金または株式。分配は一般的にはジェネラル・パートナー (または会社) の裁量により行われる。分配には、回収可能な分配と回収不可能な分配がある。</p>
<p>DPI (不動産およびプライベート・エクイティ) DPI (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>開始来分配 (SINCE INCEPTION DISTRIBUTION) を開始来払込出資金 (SINCE INCEPTION PAID-IN CAPITAL) で除した値。 (「実現倍率 (REALIZATION MULTIPLE)」参照)</p>
<p>エバーグリーン・ファンド (プライベート・エクイティ) EVERGREEN FUND (PRIVATE EQUITY)</p>	<p>投資家からの申込および/または解約を継続的に許容するオープンエンド型ファンド (OPEN-END FUND)。</p>
<p>EX-ANTE</p>	<p>事前の。</p>
<p>EX-POST</p>	<p>事後的。</p>
<p>外部キャッシュフロー EXTERNAL CASH FLOW</p>	<p>ポートフォリオに流入する、あるいはポートフォリオから引き出される、資本 (現金または投資)。</p>
<p>外部評価 (不動産) EXTERNAL VALUATION (REAL ESTATE)</p>	<p>独立した外部の第三者である、専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人 (PROFESSIONALLY DESIGNATED, CERTIFIED, OR LICENSED COMMERCIAL PROPERTY VALUER/ APPRAISER) により行われる価値の評価。</p>

公正価値 FAIR VALUE	十分な知識と思慮に基づいて行動する自発的な当事者間で行われる独立した立場 (arm's length) での現在の取引において、ある投資対象が交換されるであろう価格。同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格 (quoted market price) が入手可能である場合には、それを使用して評価を決定しなければならない。同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格が入手できない場合には、会社による時価 (MARKET VALUE) の最良推計値で評価しなければならない。公正価値には、経過利子を含めなければならない。
フィー一覧表 (報酬率表) FEE SCHEDULE	特定の準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) に対応する、会社の運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE) またはバンドル・フィー (BUNDLED FEE) の現行の料率表。
最終清算日 (不動産およびプライベート・エクイティ) FINAL LIQUIDATION DATE (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)	コンポジット中の最後のポートフォリオ資産がすべて分配される日。
会社 FIRM	GIPS 基準への準拠のために定義される主体。 (「独立した事業主体 (DISTINCT BUSINESS ENTITY)」参照)。
ファンド・オブ・ファンズ (プライベート・エクイティ) FUND OF FUNDS (PRIVATE EQUITY)	原資産としての複数の投資ビークルに投資する投資ビークル。プライベート・エクイティのファンド・オブ・ファンズは、主にクローズドエンド型ファンド (CLOSED-END FUND) に投資するが、オポチュニスティックな直接投資 (DIRECT INVESTMENTS) を行うこともある。
ジェネラル・パートナー (不動産およびプライベート・エクイティ) GENERAL PARTNER (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)	リミテッド・パートナーシップにおけるパートナーの1つのクラス。ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーシップの行為に責任を有する。ジェネラル・パートナーは、通常ファンド・マネジャーであり、リミテッド・パートナー (LP) はリミテッド・パートナーシップにおけるその他の投資家である。ジェネラル・パートナーは、通常リミテッド・パートナーシップの利益の一定割合を含む、運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE) を稼得する。 (「成功報酬 (CARRIED INTEREST)」参照)
フィー (運用報酬) 控除前 GROSS-OF-FEES	当該期間に係る取引費用 (TRADING EXPENSES) を控除して計算される投資リターン。
フィー控除前 (不動産およびプライベート・エクイティ) GROSS-OF-FEES (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)	当該期間に係る取引費用 (TRANSACTION EXPENSES) を控除して計算される投資リターン。
インカム・リターン (不動産) INCOME RETURN (REAL ESTATE)	すべての資産 (現金および現金同等物を含む) からの測定期間中に稼得した投資インカム。ただし、回収不能な支出、負債に対する利払い、および不動産に係る公租公課を控除する。インカム・リターンは、投下資本 (CAPITAL EMPLOYED) に対する割合 (%) として計算される。
内部的散らばり INTERNAL DISPERSION	コンポジット内の個別ポートフォリオの年間リターンの広がり度合いを示す測度であり、ポートフォリオ・リターンの最高値/最低値、レンジ、または標準偏差 (資産額加重または等加重) があるが、これらに限定されない。

<p>内部評価（不動産） INTERNAL VALUATION (REAL ESTATE)</p>	<p>現況下で入手可能な最新かつ最も正確な情報に基づいた、会社による価値の最良査定である。内部評価手法には、DCF法の適用、取引事例比較法または原価法の使用、あるいは投資に重要な影響を与える可能性のある（市場一般および資産固有の）すべての重大な事項の分析が含まれる。</p>
<p>運用報酬 INVESTMENT MANAGEMENT FEE</p>	<p>ポートフォリオの運用について会社が受け取る報酬。運用報酬は、一般的に、資産額ベース（資産額の一定割合）、パフォーマンス・ベース（「パフォーマンス・フィー（PERFORMANCE-BASED FEE）」参照）、またはこの両者の組み合わせであるが、異なる形態を取ることもあり得る。運用報酬は、成功報酬（CARRIED INTEREST）も含む。</p>
<p>投資倍率（TVPI） (不動産およびプライベート・エクイティ) INVESTMENT MULTIPLE (TVPI) (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>評価総額（TOTAL VALUE）を開始来払込出資金（SINCE INCEPTION PAID-IN CAPITAL）で除した値。</p>
<p>大きなキャッシュフロー LARGE CASH FLOW</p>	<p>外部キャッシュフロー（EXTERNAL CASH FLOW）が発生するときに、ポートフォリオを再評価しなければパフォーマンスをゆがめるおそれがあると会社が判断するレベル。会社は、現金/資産フローの価値、あるいはポートフォリオ資産額またはコンポジット資産額に占める割合（%）により、その額を定義しなければならない。</p>
<p>リミテッド・パートナー (不動産およびプライベート・エクイティ) LIMITED PARTNER (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>リミテッド・パートナーシップへの投資家。ジェネラル・パートナーはリミテッド・パートナーシップの行動について責任を有するのに対し、リミテッド・パートナーは一般に法的訴訟から保護され、また、出資約束金（COMMITTED CAPITAL）を超える損失を蒙ることはない。</p>
<p>リミテッド・パートナーシップ (不動産およびプライベート・エクイティ) LIMITED PARTNERSHIP (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>プライベート・エクイティおよび不動産のクローズドエンド型ファンドのほとんどに用いられる法的形態。リミテッド・パートナーシップは、通常、存続期間固定の投資ビークルである。ジェネラル・パートナーは、パートナーシップ契約書に従ってリミテッド・パートナーシップを運営する。</p>
<p>リンク LINK</p>	<p>1. <u>数学的なリンク</u>：以下の数式を使用し、サブ期間のリターンを幾何的に結合して、ある期間のリターンを計算する方法。</p> $\text{期間のリターン} = [(1 + R_1) \times (1 + R_2) \dots (1 + R_n)] - 1$ <p>ここで R_1, R_2, \dots, R_n はサブ期間1から n までのそれぞれのサブ期間のリターン。</p> <p>2. <u>提示上のリンク</u>：準拠提示資料（COMPLIANT PRESENTATION）において視覚的に接続し、もしくは関連づけること（例えば、2つの情報は、相互に隣に置かれることによりリンクされる）。</p>
<p>時価 MARKET VALUE</p>	<p>ある時点において投資家がある投資対象を取得または売却することが可能な価格に保有数を乗じ、経過利子を足したものの。</p>

・・なければならない MUST	準拠または実行することが義務または必須 (REQUIRED) である規定 (provision)、作業 (task)、または行動 (action)。(「必須 (REQUIRE/REQUIREMENT)」参照)
・・ならない MUST NOT	禁止もしくは禁じられた作業 (task) または行動 (action)。
フィー (運用報酬) 控除後 NET-OF-FEES	フィー (運用報酬) 控除前 (GROSS-OF-FEES) リターンから運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE) を控除したリターン (運用報酬にはパフォーマンス・フィー (PERFORMANCE-BASED FEE) と成功報酬 (CARRIED INTEREST) を含む)。
オープンエンド型ファンド (不動産およびプライベート・エクイティ) OPEN-END FUND (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)	投資ビークルの一形態で、投資家数と出資約束手金 (COMMITTED CAPITAL) が確定しておらず、追加申込および/または解約が許容される。(「エバーグリーン・ファンド (EVERGREEN FUND)」参照)
払込出資金 (不動産およびプライベート・エクイティ) PAID-IN CAPITAL (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)	投資ビークルに対する資本の流入。出資約束手金 (COMMITTED CAPITAL) は、通常、ジェネラル・パートナーまたは会社の裁量で行われる一連のキャピタル・コールを通じて、一定期間にわたりリミテッド・パートナー (または投資家) からドロダウンされる。払込出資金は、開始来 (SINCE INCEPTION) ドロダウンされた出資約束手金額に等しい。払込出資金には、ジェネラル・パートナーまたは会社によりその後回収され、当該投資ビークルに再投資された分配 (DISTRIBUTION) も含む。
パフォーマンス・フィー PERFORMANCE-BASED FEE	運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE) の一種で、通常、ポートフォリオのパフォーマンスの絶対水準か、ベンチマークに対する相対水準に基づき決められる。
パフォーマンス検査 PERFORMANCE EXAMINATION	独立の検証者による、特定のコンポジットの準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) に関する詳細検査。
パフォーマンス検査報告書 PERFORMANCE EXAMINATION REPORT	パフォーマンス検査報告書はパフォーマンス検査実施後に発行され、特定のコンポジットの準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) が GIPS 基準に準拠して作成、提示されていると意見を述べるものである。
観測期間 PERIODICITY	変数が計測される期間の長さ (例えば、月次の観測期間で計測される変数は各月の観測値で構成される)。
PIC 倍率 (不動産およびプライベート・エクイティ) PIC MULTIPLE (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)	開始来払込出資金 (SINCE INCEPTION PAID-IN CAPITAL) を累積出資約束手金 (COMMITTED CAPITAL) で除した値。
ポートフォリオ PORTFOLIO	個別に管理された投資の集合体。ポートフォリオは、単独勘定または合同運用投資ビークルであってもよい。
プライマリー・ファンド (プライベート・エクイティ) PRIMARY FUND (PRIVATE EQUITY)	他の投資ビークルに投資するのではなく、直接投資 (DIRECT INVESTMENTS) を行う投資ビークル。

<p>プライベート・エクイティ PRIVATE EQUITY</p>	<p>ベンチャーキャピタルを始め、レバレッジド・バイアウト、合併、メザニンおよびディストレスト・デット投資、また、ベンチャー・リーシングやベンチャー・ファクタリングといった混合形態などを含む投資戦略であるが、これらに限定されない。</p>
<p>専門職として認定、公認、または免許された商業用不動産を評価する資格のある評価人または鑑定人（不動産） PROFESSIONALLY DESIGNATED, CERTIFIED, OR LICENSED COMMERCIAL PROPERTY VALUER/ APPRAISER (REAL ESTATE)</p>	<p>ヨーロッパ、カナダ、および東南アジアの一部で、最も使用されている専門資格は、英国王立公認鑑定士協会 (RICS) の資格である。米国では、不動産鑑定協会会員 (MAI) であることが専門資格とされている。さらに、それぞれの地域には不動産鑑定人に関する規制があり、実務経験および試験結果に基づいて、登録され、免許され、または公認されている。</p>
<p>自己勘定資産 PROPRIETARY ASSETS</p>	<p>会社、会社の経営陣、および/または親会社が所有し、会社により運用される投資資産。</p>
<p>見込顧客 PROSPECTIVE CLIENT</p>	<p>会社のコンポジット戦略の一つに興味があると表明しており、当該コンポジットに投資する資格がある者または主体 (person or entity)。既存顧客であっても、当該顧客の現在の投資戦略とは異なる戦略については、見込顧客になり得る。投資コンサルタントその他の第三者も、見込顧客である投資家を代表している場合には、見込顧客に含まれる。</p>
<p>パブリック・マーケット・エクイバレント (PME) (プライベート・エクイティ) PUBLIC MARKET EQUIVALENT (PME) (PRIVATE EQUITY)</p>	<p>コンポジットと同一のキャッシュフローとタイミングを使用して、同一期間について内部収益率 (IRR) で表される公開市場インデックスのパフォーマンス。PME は、プライベート・エクイティ・コンポジットの IRR と公開市場インデックスの PME を比較することにより、ベンチマークとして使用することができる。</p>
<p>不動産 REAL ESTATE</p>	<p>以下への投資。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全部または一部所有の土地・建物 • 合同運用ファンド (commingled funds)、プロパティ・ユニット・トラスト、保険会社の個別勘定 • 非上場不動産投信 (REIT) および不動産管理会社 (REOC) の発行する非上場私募証券 • エクイティ志向のデット (例えば、参加型モーゲージ・ローン) または投資時点で投資家へのリターンの一部が原資産である不動産のパフォーマンスに関連している私募型の不動産の権原
<p>実現倍率 (DPI) (不動産およびプライベート・エクイティ) REALIZATION MULTIPLE (DPI) (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>開始来分配 (SINCE INCEPTION DISTRIBUTION) を開始来払込出資金 (SINCE INCEPTION PAID-IN-CAPITAL) で除した値。</p>
<p>勧奨 RECOMMEND/ RECOMMENDATION</p>	<p>準拠または実行すべき (SHOULD) 規定 (provision)、作業 (task)、または行動 (action)。勧奨事項 (RECOMENDATION) はベスト・プラクティスであると見なされるが、必須 (REQUIREMENT) ではない。[「…べきである (SHOULD)」参照]</p>

<p>必須 REQUIRE/ REQUIREMENT</p>	<p>準拠または実行しなければならない (MUST) 規定 (provision)、作業 (task)、または行動 (action)。(「…なければならない (MUST)」参照)</p>
<p>残余価値 (不動産およびプライベート・エクイティ) RESIDUAL VALUE (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>パフォーマンス報告期間の期末において、投資ビークルに残っているリミテッド・パートナー (または投資家) の持分。</p>
<p>RVPI (不動産およびプライベート・エクイティ) RVPI (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>残余価値 (RESIDUAL VALUE) を開始来払込出資金 (SINCE INCEPTION PAID-IN CAPITAL) で除した値。「未実現倍率 (UNREALIZED MULTIPLE)」参照</p>
<p>セカンダリー・ファンド (プライベート・エクイティ) SECONDARY FUND (PRIVATE EQUITY)</p>	<p>現存する投資ビークルの持ち分を購入する投資ビークル。</p>
<p>受渡日ベース会計 SETTLEMENT DATE ACCOUNTING</p>	<p>現金および投資の受け渡しが完了する日に、資産または負債を認識すること。</p>
<p>…べきである SHOULD</p>	<p>準拠または実行することが勧奨 (RECOMMENDED) される規定 (provision)、作業 (task)、または行動 (action) であり、ベスト・プラクティスであると見なされるが、必須 (REQUIRED) ではない。「勧奨 (RECOMMEND/RECOMMENDATION)」参照</p>
<p>重大なキャッシュフロー SIGNIFICANT CASH FLOW</p>	<p>顧客主導で発生した外部キャッシュフロー (EXTERNAL CASH FLOW) により、会社がコンポジット戦略の実施を一時的に妨げられるおそれがあると判断するレベル。重大性の度合いは、具体的な金額(例えば 50 百万ユーロ) またはポートフォリオ資産額 (直近の評価に基づく) に対する割合 (%) で決定しなければならない。</p>
<p>開始来 (不動産およびプライベート・エクイティ) SINCE INCEPTION (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>コンポジットの最初のキャッシュフロー時点から。</p>
<p>開始来内部収益率 (SI-IRR) (不動産およびプライベート・エクイティ) SINCE INCEPTION INTERNAL RATE OF RETURN (SI-IRR) (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>内部収益率 (IRR) とは、キャッシュフローの流出額の現在価値とキャッシュフローの流入額の現在価値とが等しくなるようなインプライド割引率 (implied discount rate) または実効複利利回りのことである。SI-IRR は、すべてのキャッシュフロー (キャピタル・コールと分配) の現在価値の合計額と期末価値が等しくなるような IRR である。SI-IRR は、報告期間が1年未満であるために年率化されない場合を除き、常に年率化される。</p>
<p>標準偏差 STANDARD DEVIATION</p>	<p>リターンの変動性の測度。内部的散らばり (INTERNAL DISPERSION) の測度として、標準偏差は、コンポジット内の個別ポートフォリオのリターンの分布を数値化する。過去のリスクの測度として、標準偏差は、コンポジットおよびまたはベンチマークの時系列的なりターンの変動性を数値化する。これは「外部的な標準偏差」ともいう。</p>
<p>サブアドバイザー SUB-ADVISOR</p>	<p>会社が運用責任を有する資産の一部またはすべてを運用するために、会社に雇用される第三の運用者。</p>

<p>補足情報 SUPPLEMENTAL INFORMATION</p>	<p>GIPS の必須基準および/または勸奨基準を補足、強化するものとして、準拠提示資料 (COMPLIANT PRESENTATION) に含まれるパフォーマンスに関連する情報のすべて。</p>
<p>一時的新規口座 TEMPORARY NEW ACCOUNT</p>	<p>顧客主導の外部キャッシュフロー (EXTERNAL CASH FLOW) が、コンポジット戦略に従って投資されるまで、もしくは顧客に支払われるまでの間、一時的に保管される口座。会社は、重大なキャッシュフロー (SIGNIFICANT CASH FLOW) のポートフォリオへの影響を排除するために、一時的新規口座を使用することができる。重大なキャッシュフローがポートフォリオに発生した場合には、会社は、コンポジットの重大なキャッシュフローに関する方針に従い、外部キャッシュフローを一時的新規口座に入金することができる。</p>
<p>時間加重収益率 TIME-WEIGHTED RATE OF RETURN</p>	<p>外部キャッシュフロー (EXTERNAL CASH FLOW) の影響を排除して期間ごとのリターンを計算する方法。</p>
<p>会社の運用総資産額 TOTAL FIRM ASSETS</p>	<p>会社が運用責任を有する投資一任および非一任の資産のすべて。会社がサブアドバイザーの選任について裁量権を有する場合には、会社の運用総資産額は、サブアドバイザーに委託した資産を含む。</p>
<p>トータル・リターン TOTAL RETURN</p>	<p>測定期間における、実現損益および評価損益ならびにインカムを含む収益率。</p>
<p>トータル・リターン (不動産) TOTAL RETURN (REAL ESTATE)</p>	<p>キャピタル・リターンとインカム・リターンのすべてを含む収益率で、測定期間中の投下資本 (CAPITAL EMPLOYED) に対する割合 (%) として表示される。</p>
<p>評価総額 (不動産およびプライベート・エクイティ) TOTAL VALUE (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>残余価値 (RESIDUAL VALUE) に分配 (DISTRIBUTION) を加えた額。</p>
<p>約定日ベース会計 TRADE DATE ACCOUNTING</p>	<p>資産または負債を、受渡日ではなく取得日または売却日に認識すること。取引日から3日以内 (取引日 (T)、T+1、T+2、T+3) に資産または負債を認識することは、GIPS 基準への準拠の観点からは、基準で必須とされる約定日ベース会計を満たすものとする。 (「受渡日ベース会計 (SETTLEMENT DATE ACCOUNTING)」参照)</p>
<p>取引費用 TRADING EXPENSES</p>	<p>投資対象の売買に要する実際のコスト。これらのコストは、内部または外部のブローカーによるブローカー手数料、為替手数料および/または税金、および/またはビッド - オファー・スプレッドの形態をとるのが一般的である。取引ごとに課されるカスタディ・フィーは、取引費用ではなくカスタディ・フィーとして取り扱われるべきである。</p>
<p>取引費用 (不動産およびプライベート・エクイティ) TRANSACTION EXPENSES (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>ポートフォリオにおける投資対象の取得、売却、リストラクチャリング、および/または再資本化に伴って発生する実際の弁護士費用、金融費用、アドバイザー・フィー、および投資銀行業務費用のすべて。取引費用 (TRADING EXPENSES) がある場合はそれも含む。</p>

<p>TVPI (不動産およびプライベート・エクイティ) (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>評価総額 (TOTAL VALUE) を開始来払込出資金 (SINCE INCEPTION PAID-IN CAPITAL) で除した値。 (「投資倍率 (INVESTMENT MULTIPLE)」参照)</p>
<p>未実現倍率 (RVPI) (不動産およびプライベート・エクイティ) UNREALIZED MULTIPLE (RVPI) (REAL ESTAE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>残余価値 (RESIDUAL VALUE) を開始来払込出資金 (SINCE INCEPTION PAID-IN CAPITAL) で除した値。</p>
<p>検証 VERIFICATIN</p>	<p>独立した検証者が以下について評価するプロセス。(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうか。</p>
<p>検証報告書 VERIFICATION REPORT</p>	<p>検証報告書は、検証 (VERIFICATION) 実施後に発行され、会社がコンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しており、会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていると意見を述べるものである。</p>
<p>組成年 (不動産およびプライベート・エクイティ) VINTAGE YEAR (REAL ESTATE and PRIVATE EQUITY)</p>	<p>次は、組成年を決定するために使用される 2 つの方法である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資ビークルがその投資家から最初に資金をドローダウンまたはキャピタル・コールした年、または 2. 外部の投資家からの最初の出資約束金 (COMMITTED CAPITAL) が締め切られ、法的拘束力を持った年。
<p>ラップフィー WRAP FEE</p>	<p>ラップフィーは、バンドル・フィー (BUNDLED FEE) の一種であり、特定の投資プロダクトに固有のものである。ラップフィーは、投資運用サービスについてラップフィー・スポンサーが課すフィーであり、通常、区分できない取引費用 (TRADING EXPENSES) を含む。ラップフィーは、すべて込みの資産額ベースのフィーであり、運用報酬 (INVESTMENT MANAGEMENT FEE)、取引費用 (TRADING EXPENSES)、カストディ・フィー、および/または管理報酬 (ADMINISTRATIVE FEE) を含むことができる。ラップフィー・ポートフォリオは、しばしば “separately managed account” (SMA) または “managed account” とも呼ばれる。</p>

付属資料 A 準拠提示資料例

提示例 1
Sample 1 Investment Firm
バランス型グロース・コンボジット
2002年1月1日－2011年12月31日

年度	コンボジット フィー控除 前リターン (%)	コンボジット フィー控除 後リターン (%)	カスタム ベンチマーク ・リターン (%)	コンボジット 3年間 標準偏差 (%)	ベンチマーク 3年間 標準偏差 (%)	ポート フォリオ数	内部的 散らばり (%)	コンボジット 資産額 (百万ドル)	会社の運用 総額資産 (百万ドル)
2002	-10.5	-11.4	-11.8			31	4.5	165	236
2003	16.3	15.1	13.2			34	2.0	235	346
2004	7.5	6.4	8.9			38	5.7	344	529
2005	1.8	0.8	0.3			45	2.8	445	695
2006	11.2	10.1	12.2			48	3.1	520	839
2007	6.1	5.0	7.1			49	2.8	505	1,014
2008	-21.3	-22.1	-24.9			44	2.9	475	964
2009	16.5	15.3	14.7			47	3.1	493	983
2010	10.6	9.5	13.0			51	3.5	549	1,114
2011	2.7	1.7	0.4	7.1	7.4	54	2.5	575	1,236

Sample 1 Investment Firm は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Sample 1 Investment Firm は、2000年1月1日から2010年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。検証は、(1) 会社が、コンボジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するように設計されているかどうかについて、評価するものである。検証は、特定のコンボジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

注記：

- Sample 1 Investment Firm は、米国ベースの証券のみに投資するバランス型ポートフォリオの運用会社である。Sample 1 Investment Firm は、いずれの組織の系列下にもない独立系の資産運用会社として定義される。ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、および準拠提示資料の作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。
- バランス型グロース・コンボジットは、十分な分散投資戦略により長期的なキャピタルの成長と安定したインカムを提供することを目的として、米国の大型株と投資適格債に投資する、機関投資家向けバランス型ポートフォリオのすべてを含む。この戦略では、株式へのエクスポージャーを 50-70% にすることが許容されているが、典型的な配分比率は 55-65% である。このコンボジットの最低資産額は 5 百万ドルである。
- カスタム・ベンチマークは YYY US Equity Index 60% および ZZZ US Aggregate Bond Index 40% である。ベンチマークは月次でリバランスされる。
- 評価の計算とパフォーマンス報告は米ドル建てである。
- フィー（運用報酬）控除前リターンは、運用報酬およびカストディ・フィー控除前、全取引費用控除後で提示されている。コンボジットとベンチマークのリターンは、還付請求不可能な源泉税控除後で提示されている。フィー（運用報酬）控除後のリターンは、月次のフィー（運用報酬）控除前コンボジット・リターンから最も高い報酬率である 0.83% を控除して算出されている。運用報酬は、25 百万ドルまでが 1.00%、それを超える部分が 0.60% である。
- このコンボジットは 2000 年 2 月に構築された。コンボジットの概略の完全な一覧表は請求に応じて提供可能である。
- 内部的散らばりは、その 1 年間を通じてコンボジットに組み入れられていたポートフォリオのフィー（運用報酬）控除前年間リターンの等加重標準偏差を使用して計算される。
- 3 年間の年率換算した標準偏差は、コンボジット・リターンとベンチマーク・リターンの直近 36 カ月間にわたる変化を計測する。月次のコンボジット・リターンおよびベンチマーク・リターンが取得不能であったこと、また 2011 年より以前の期間については提示が必須とされていないことから、標準偏差は 2002 年から 2010 年までは提示されていない。

提示例 2
 Sample 2 Asset Management Company
 アクティブ世界株式コンポジット
 構築日：2005年7月1日
 報告通貨：EUR

年度	フィー控除前 リターン (%)	XYZ World Index リターン (%)	散らばり (レンジ) (%)	ポート フォリオ数	コンポジット 資産額 (ユーロ百万)	会社の運用 総資産額に 占める割合 (%)
2011	-1.9	-0.5	0.2	6	224.9	2.1
2010	16.3	13.5	0.7	8	256.7	2.0
2009	29.0	25.8	1.5	8	205.6	1.9
2008	-39.8	-36.4	1.3	7	164.1	1.5
2007	-2.8	-2.7	n/a	≤ 5	143.7	1.2
2006	9.3	7.5	n/a	≤ 5	62.8	0.4
2005*	14.2	12.6	n/a	≤ 5	16.1	< 0.1

*2005年7月1日（開始日）から2005年12月31日までの期間のリターン

準拠表明文

Sample 2 Asset Management Company は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Sample 2 Asset Management は、独立した検証者による検証を受けていない。

会社の定義

Sample 2 Asset Management Company は、1997年に設立された独立系の資産運用会社である。Sample 2 Asset Management は、主として欧州の顧客向けに、さまざまな株式、確定利付証券、およびバランス型資産を運用している。

方針

Sample 2 Asset Management Company のポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、および準拠提示資料の作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

コンポジットの概略

アクティブ世界株式コンポジットは、3年移動平均で対 XYZ World Index 超過リターン 2% を目標とする勘定から成る。投資銘柄は、会社独自の分析手法を使用して選定される。それは、XYZ World Index ユニバースの中で最上位の成績を挙げると期待される証券を選定するものである。ベンチマークが 500 超の銘柄のパフォーマンスを反映しているのに対して、ポートフォリオの投資対象はより集中しており、通常約 100-120 の銘柄を保有している。したがって、コンポジット・リターンは、より分散したグローバル株式戦略よりもベンチマークとの相関が低くなる可能性がある。

ベンチマーク

ベンチマークは、先進市場国の株式市場パフォーマンスを計測するよう設計されている XYZ World Index である。このベンチマークは、時価総額加重されており、すべての XYZ の国別先進市場インデックスで構成される。外国為替レートの出所はコンポジットとベンチマークの間で異なる可能性があるが、現在までのところ重要な差異はない。ベンチマーク・リターンは源泉税控除後である。

フィー（報酬）

リターンは、運用報酬、カストディ・フィー、および源泉税控除前、全取引費用控除後で提示されている。

コンポジットの一覧表

全コンポジットの概略一覧表は、請求に応じて提供可能である。

フィー一覧表（報酬率表）

運用資産額 50 百万ユーロ以下の口座にかかる標準的な固定運用報酬は年間 0.35%、それを超える部分は 0.25%である。

最低資産額

コンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額は、百万ユーロである。

内部的散らばり

内部的散らばりは、その 1 年間を通じてコンポジットに組み入れられていたポートフォリオのフィー（運用報酬）控除前年間リターンの資産額加重標準偏差を使用して計算される。1 年間を通じてコンポジットに組み入れられていたポートフォリオ数が 6 未満の年については、散らばりの測度は提示されない。

事後的な標準偏差

各年度末現在のコンポジットとベンチマークの 3 年間の年率換算した事後的な標準偏差は、以下の通りである。

年度	コンポジット 3 年間標準偏差 (%)	ベンチマーク 3 年間標準偏差 (%)
2011	12.9	14.6
2010	13.2	14.1
2009	17.0	16.3
2008	15.6	14.2

提示例 3
 不動産：オープンエンド型ファンド / 個別勘定
 Sample 3 Real Estate Advisors
 バリュアード戦略コンボジット
 パフォーマンス結果一覧表 2002年1月1日 - 2011年12月31日

年度	コンボジット ファイア控除前リターン		コンボジット ファイア控除後 リターン		オープンエンド型ファンド / 個別勘定		バリュアード ベンチマーク・リターン		コンボジット 資産額		コンボジット 資産に占める 外部評価の 割合 (%)		コンボジット 資産に占める 会社の運用 総資産額 (百万香港ドル)		コンボジット 資産に占める 非不動産の 割合 (%)	
	インカム・ リターン	キャピタル・ リターン	トータル・ リターン	最高値	最低値	インカム・ リターン	キャピタル・ リターン	トータル・ リターン	リターン	リターン	リターン	ポータル・ フォリオオ 数	資産額 (百万香港ドル)	割合 (%)	資産額 (百万香港ドル)	割合 (%)
2002	7.9%	1.9%	9.9%	n/a	n/a	8.8%	8.4%	-1.6%	7.1%	7.1%	≤ 5	3,085	25%	13,919	0%	
2003	8.5%	2.9%	11.7%	5.8%	20.4%	10.5%	8.0%	1.0%	9.2%	9.2%	6	3,294	25%	14,911	0%	
2004	8.2%	2.6%	10.9%	5.5%	19.2%	8.3%	7.5%	6.7%	14.4%	14.4%	7	3,348	44%	15,144	0%	
2005	6.6%	11.2%	18.1%	9.0%	31.6%	16.6%	6.8%	12.7%	19.7%	19.7%	7	3,728	72%	19,794	0%	
2006	6.1%	7.9%	14.2%	7.1%	24.9%	12.5%	6.2%	9.9%	16.3%	16.3%	8	4,022	46%	20,482	0%	
2007	5.4%	8.0%	13.7%	6.8%	23.9%	11.8%	5.6%	9.9%	15.6%	15.6%	7	4,348	33%	24,219	0%	
2008	5.2%	-11.4%	-6.6%	-9.8%	-1.6%	-8.2%	5.1%	-11.1%	-5.9%	-5.9%	7	3,836	100%	21,447	0%	
2009	7.5%	2.7%	10.3%	5.2%	18.1%	7.4%	7.3%	3.2%	10.8%	10.8%	7	3,371	52%	16,601	0%	
2010	7.2%	1.7%	9.0%	4.2%	19.5%	6.9%	7.8%	3.1%	11.1%	11.1%	7	2,852	38%	4,516	0%	
2011	7.2%	2.8%	10.2%	5.1%	17.8%	8.1%	7.1%	3.2%	10.6%	10.6%	7	3,457	50%	17,414	5%	

年率換算リターン

3年	7.3%	1.9%	9.8%	7.5%	7.4%	3.2%	10.8%
5年	6.5%	2.9%	7.1%	5.0%	6.6%	1.4%	8.2%
7年	6.4%	2.6%	9.6%	7.6%	6.6%	4.2%	10.9%
10年	7.0%	11.2%	10.0%	8.1%	7.0%	3.5%	10.7%
開始来	7.0%	7.9%	10.0%	8.1%	7.0%	3.5%	10.7%

開 示

準拠表明文

Sample 3 Real Estate Advisors は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Sample 3 Real Estate Advisors は、2006 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

会 社

Sample 3 Real Estate Advisors (以下、「会社」) は、Sample 3 Capital, Inc. の子会社であり、香港を拠点として国際不動産戦略を運用している。会社のコンポジットの概略一覧表は、請求に応じて提供可能である。

コンポジット

バリュアード戦略コンポジットは、インカムゲインおよびキャピタルゲインへの注力度が同等であるバリュアード投資戦略を使用して会社により運用される、すべての投資一任のオープンエンド型ファンドおよび個別勘定で構成される。ポートフォリオの最低資産額は 10 百万香港ドルである。ポートフォリオは、アジア地域の集合住宅、オフィス、産業用不動産、および商業施設のみを投資対象とするが、それら投資物件は運営、財務、再開発、および/または管理上のリスクの補正または軽減が必要である。30% から 40% の適度なレバレッジ水準が用いられる。不動産投資は一般に流動性がなく、投資見直し、信用枠やその他の資金調達の可能性いかんによって変更される場合がある。

コンポジットは、2006 年 1 月 1 日に構築された。2006 年より前の期間のリターンは、GIPS 基準に準拠していない。各年度の内部的散らばりは、その 1 年間を通じてコンポジットに組み入れられていたポートフォリオのフィー控除前トータル・リターンの最高値および最低値を使用して提示される。

投資一任の概略

会社は、資産の調達 (sourcing)、評価、取得および売却の運営について責任を負う。会社の個別勘定の中には、資産の取得と売却に顧客承認を要するものもあるが、会社の推奨は投資戦略と整合しており顧客承認は概して形式的なものであることから、会社はそのようなポートフォリオも投資一任と定義する。

評 価

不動産資産は会社により四半期ごとに内部評価される。2011 年 1 月 1 日より以前の期間については、資産は少なくとも 36 ヶ月ごとに独立した鑑定人により外部評価されている。2011 年 1 月 1 日以降、資産は年次ベースで外部評価される。ただし、顧客との合意文書で他の定めがある場合を除く。その場合、資産は少なくとも 36 ヶ月ごと、もしくは顧客から 36 ヶ月ごとよりも高い頻度での外部評価を求められる場合は、当該頻度で外部評価される。コンポジット資産に占める外部評価を使用して評価された資産の割合は、年度ごとに示される。市場環境によって必要な場合には、会社は外部評価の頻度を高める可能性がある。すべての評価は、暦年の四半期末現在で行われる。

内部不動産評価は、各資産の期待保有期間における将来のキャッシュフロー (グロスベース - gross cash flows) と資本還元された最終価値の予測値に、市場割引率を適用することで決定される。レバレッジ (デット) を使用している範囲内において、デットは不動産とは別に評価される。不動産抵当、手形、ローンは、現行のローン条件が即時返済を排除している場合は、比較可能な不動産ローンに一般的に適用されている金利を使用して時価評価される。不動産投資の性質上、評価は、主観的で観察不可能なインプットに基づく。

会計基準

コンポジット中のすべてのファンドは、国際財務報告基準（IFRS）を使用した公正価値ベースで資産と負債を報告している。

パフォーマンス計算

リターンは、香港ドル建てであり、レバレッジ控除後で提示される。フィー控除後リターンは、成功報酬（incentive fees）を含む運用報酬の控除後である。フィーは発生主義で認識される。リターンは現金、現金同等物および関連する利子収益を含む。

資本的支出、テナント改修、リース手数料は、資本還元されて物件のコストに含められ、キャピタル・リターンに反映される。インカム・リターンとキャピタル・リターンは、四半期リターンを幾何リンクして計算されているため、その合計がトータル・リターンと一致しない場合がある。コンポジット・リターンは、期首の評価額をウェイトとした資産額加重ベースで四半期ごとに計算される。年間リターンは、コンポジットの四半期リターンをリンクして計算される。

ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、および準拠提示資料の作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

運用報酬

コンポジット中のファンドには、目標 SI-IRR に対する超過リターンの 10% から 20% の範囲で成功報酬（incentive fees）を支払うものがある。機関投資家向け個別勘定の標準的な年間運用報酬率表は、次のとおりである。

- 3,000 万香港ドル以下：1.6%
- 3,000 万香港ドル超～5,000 万香港ドル以下：1.3%
- 5,000 万香港ドル超：1.0%

ベンチマーク

ベンチマークは、Value-Added Open-End Fund/Separate Account Index（以下、「ベンチマーク」）である。ベンチマーク・リターンは、公開情報源から取得されている。ベンチマークはレバレッジが適用され、さまざまな物件タイプを含んでおり、現金、現金同等物、その他の非不動産関連の資産、負債、インカム、および費用を除外している。ベンチマークで用いられるレバレッジの範囲は、コンポジット中のポートフォリオとは異なる場合がある。2011 年 12 月 31 日現在のベンチマークのレバレッジは 52% である。

提示例 4
不動産：クローズドエンド型ファンド
Sample 4 Real Estate Managers
2006年バリュエーション戦略クローズドエンド型ファンド・コンボジット
パフォーマンス結果一覧表 2006年4月1日 - 2011年12月31日

年度	コンボジット ファイアコントロール前 TWR			コンボジット ファイアコントロール後 TWR			ベンチマーク			年度末現在のコンボジット					
	インカム・ リターン	キャピタル・ リターン	トータル・ リターン	インカム・ リターン	キャピタル・ リターン	トータル・ リターン	インカム・ リターン	キャピタル・ リターン	トータル・ リターン	ポート フォリオ数	コンボジット 資産額 (百万米ドル)	レバレッジ (%)	コンボジット 資産に占める 外部評価の 割合 (%)	会社の運用 総資産額 占める割合 (%)	コンボジット 資産に占める 非不動産の 割合 (%)
4/06-12/06	-3.2%	0.8%	-2.5%	-4.0%	4.9%	7.2%	4.9%	2.2%	7.2%	1	70	40	35	20	0
2007	2.5%	3.4%	6.0%	4.5%	5.8%	7.1%	5.8%	1.1%	7.1%	1	164	45	28	18	0
2008	6.2%	1.9%	8.2%	6.7%	6.9%	10.9%	6.9%	3.8%	10.9%	1	215	50	100	18	0
2009	7.4%	30.7%	38.6%	36.1%	7.0%	17.4%	7.0%	10.2%	17.4%	1	256	53	44	21	0
2010	6.6%	-13.7%	-7.3%	-8.8%	6.1%	-2.5%	6.1%	-8.8%	-2.5%	1	111	57	28	19	0
2011	5.8%	-1.5%	4.3%	2.8%	5.4%	3.0%	5.4%	-2.6%	3.0%	1	112	60	85	20	15

年度	ファイアコントロール前 SI-IRR	ファイアコントロール後 SI-IRR	出資約束金総額 (百万米ドル)	払込出資金 (百万米ドル)	累積分配額 (百万米ドル)	TVPI 倍率	DPI 倍率	RVPI 倍率	PIC 倍率
4/06-12/06	-2.3%	-3.1%	250	71	0	0.99	0.00	0.99	0.28
2007	3.7%	2.2%	250	161	1	1.02	0.01	1.02	0.64
2008	5.8%	4.2%	250	226	26	1.07	0.12	0.95	0.90
2009	18.5%	15.2%	250	236	76	1.41	0.32	1.08	0.94
2010	11.5%	9.8%	250	240	201	1.30	0.84	0.46	0.96
2011	10.8%	9.1%	250	245	208	1.31	0.85	0.46	0.98

TVPI (投資倍率) = 評価総額 / 払込出資金
 DPI (実現倍率) = 累積分配額 / 払込出資金
 RVPI (未実現倍率) = 残余価値 / 払込出資金
 PIC (PIC 倍率) = 払込出資金 / 出資約束金

開 示

準拠表明文

Sample 4 Real Estate Managers は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS[®]）への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Sample 4 Real Estate Managers は、2006年1月1日から2011年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。

会 社

Sample 4 Real Estate Managers（以下、「会社」）は、1940年投資顧問法に基づき登録された投資顧問会社である。会社のコンポジットの概略一覧表は、請求に応じて提供可能である。

コンポジット

2006年バリュアード戦略クローズドエンド型ファンド・コンポジットは、インカムゲインおよびキャピタルゲインの双方に注力するバリュアード投資戦略を使用して会社により運用される、単独のクローズドエンド型コミングルファンドから成る。ポートフォリオは、米国内の主要市場に所在し、伝統的な物件タイプよりも高い運営上のリスクを伴う物件に投資することを目指している。レバレッジの目標水準は50%であり、最大60%まで許容される。不動産投資は一般に流動性がなく、投資見通しは、信用枠やその他の資金調達の可能性いかんによって変更される場合がある。投資機会および/または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。コンポジットは、2006年1月1日に構築された。コンポジットの組成年は2006年である。組成年は2006年4月に実施されたファンドの最初のキャピタル・コールに基づき決定された。

投資一任の概略

会社は、ファンド内のすべての投資活動に完全な裁量を有する。

評 価

不動産投資は会社によって四半期ごとに内部評価される。2011年1月1日より以前の期間については、投資対象は少なくとも36ヶ月ごとに独立した鑑定人により外部評価されている。2011年1月1日以降、資産は年次ベースで外部評価される。コンポジット資産に占める外部評価を使用して評価された資産の割合は、年度ごとに示される。市場環境によって必要な場合には、会社は外部評価の頻度を高める可能性がある。すべての評価は、暦年の四半期末現在で行われる。投資対象の内部評価は、各資産の期待保有期間における将来の正味キャッシュフロー（net cash flows - グロスベースのキャッシュフローから負債支払額を控除したもの）と資本還元された最終価値の予測値に、市場割引率を適用することで決定される。不動産投資の性質上、評価は、主観的で観察不可能なインプットに基づく。

会計基準

すべての資産と負債は、ノン・オペレーティング会社（non-operating companies）に適用される米国一般会計原則を使用した公正価値ベースで報告される。

パフォーマンス計算および測定法

リターンは、米ドル建てであり、レバレッジ控除後で提示される。フィー控除後リターンは、成功報酬（incentive fees）を含む運用報酬の控除後である。フィーは発生主義で認識される。

資本的支出、テナント改修、リース手数料は、資本還元されて物件のコストに含まれ、キャピタル・リターンに反映される。インカム・リターンとキャピタル・リターンは、四半期リターンを幾何リンクして計算されているため、その合計がトータル・リターンと一致しない場合がある。コンポジットの時間加重収益率は、期首の評価額をウェイトとした資産額加重ベースで四半期ごとに計算される。年間リターンは、コンポジットの四半期リターンをリンクして計算される。

SI-IRR は、2010 年までは四半期キャッシュフロー、2011 年以降は日次キャッシュフローを使用して計算されている。

ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、および提示資料の作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

運用報酬

SI-IRR が投資家への優先的なリターン 11%を超過した場合には、ファンドは、利益の 15%の成功報酬 (incentive fees) を支払う。成功報酬は年次ベースで計算される。機関投資家向け個別勘定の標準的な年間運用報酬率表は、次のとおりである。

1 億米ドル以下：1.50%

1 億米ドル超：1.25%

ベンチマーク

ベンチマークは、Value-Added Closed-End Fund Index (以下、「ベンチマーク」) である。ベンチマークは、時間加重収益率のインデックスであり、リターンは公開情報源から取得されている。ベンチマークはレバレッジが適用され、さまざまな不動産投資形態と物件タイプ、現金、その他の非不動産関連の資産、負債、インカム、および費用を含んでいる。ベンチマークで用いられるレバレッジの範囲は、コンポジット中のファンドとは異なる場合がある。2011 年 12 月 31 日現在のベンチマークのレバレッジは 60%である。2006 年を組成年とする入手可能な SI-IRR のベンチマークはない。

提示例 5
プライベート・エクイティ：投資戦略によるファンド・オブ・ファンズ
ABC Fund of Funds Manager, LLC
2006年バイアウト戦略ファンド・オブ・ファンズ・コンポジット
暦年末現在のパフォーマンス結果

年末	ポート フォリオ数	フィー控除前 SI-IRR (%)	フィー控除後 SI-IRR (%)	ベンチマーク SI-IRR (%)	コンポジット 資産額 (百万ドル)	会社の運用 総額資産に占める コンポジットの 割合 (%)
2006*	8	26.9	26.4	17.2	2,336	80.8
2007	10	18.5	17.8	10.2	2,512	83.6
2008	11	18.7	18.1	11.0	3,227	84.2
2009	13	19.6	18.9	11.5	4,518	84.8
2010	13	20.7	20.1	11.8	6,330	85.2
2011	13	21.9	21.3	11.8	9,269	86.0
2012	14	22.2	21.7	12.3	12,286	86.4
2013	14	15.1	14.4	9.6	12,346	87.7

*2006年4月15日（開始日）から2006年12月31日までの1年未満の期間

年末	払込出資金 (百万ドル)	累積		開始来 分配額	投資倍率 (TVPI)	実現倍率 (DPI)	未実現倍率 (RVPI)	PIC 倍率 (PIC)
		出資約束金 (百万ドル)	出資額					
2006	1,556	3,177	1,205	1.5	0.8	0.7	0.48	
2007	1,908	3,675	1,341	1.3	0.7	0.6	0.51	
2008	2,371	5,166	1,623	1.4	0.7	0.7	0.45	
2009	3,254	6,401	2,186	1.4	0.7	0.7	0.50	
2010	4,400	8,370	2,950	1.4	0.7	0.8	0.51	
2011	6,303	11,344	4,138	1.5	0.7	0.8	0.54	
2012	8,167	13,713	6,513	1.5	0.8	0.7	0.69	
2013	9,651	15,290	7,091	1.3	0.7	0.5	0.71	

組成年ごとに集約した原投資のパフォーマンス
2013年12月31日現在

組成年	フィー控除前 年率換算 SI-IRR	ベンチマーク SI-IRR
	(%)	(%)
2006	22.3	2.5
2007	13.4	1.9
2008	26.0	7.1
2009	18.1	3.9
2010	0.7	1.0
2011	-16.2	-7.5
2012	-25.6	-19.9
2013	-49.9	-40.3

組成年	払込出資金 (百万ドル)	累積 出資約束金 (百万ドル)	開始来 分配額 (百万ドル)	投資倍率 (TVPI)	実現倍率 (DPI)	未実現倍率 (RVPI)	PIC 倍率 (PIC)
2006	731	724	939	3.0	1.3	1.7	1.0
2007	710	234	294	1.8	0.4	1.3	3.0
2008	1,475	1,220	1,442	2.0	1.0	1.0	1.2
2009	1,640	1,048	1,156	1.9	0.7	1.2	1.6
2010	1,896	3,695	1,124	1.9	0.6	1.4	0.5
2011	1,984	4,518	1,100	2.1	0.6	1.5	0.4
2012	680	1,998	938	2.2	1.4	0.8	0.3
2013	535	1,853	100	1.1	0.2	0.9	0.3

TVPI (投資倍率) = 評価総額 / 払込出資金

DPI (実現倍率) = 累積分配額 / 払込出資金

RVPI (未実現倍率) = 残余価値 / 払込出資金

PIC (PIC 倍率) = 払込出資金 / 出資約束金

準拠表明文

ABC Fund of Funds Manager, LLC は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。ABC Fund of Funds Manager, LLC は、2006年4月15日から2012年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。

検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。検証は、特定のコンポジット提示資料の正確性を確かめるものではない。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

会社

ABC Fund of Funds Manager, LLC は、ニューヨーク、ロンドン、東京にオフィスを有する独立系のプライベート・エクイティ投資会社である。会社のコンポジットの概略一覧表、および投資評価、パフォーマンス計算、準拠提示資料作成のための会社の方針に関する情報は、請求に応じて提供可能である。

コンポジット

2006年バイアウト戦略ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットは、主に米国での成長志向のレバレッジド・バイアウトに特化した戦略を有する、プライマリーおよびセカンダリーのパートナーシップ投資から成る。パートナーシップのマネジャーは、コスト削減、景気下降局面への備え、および金融工学よりも業務改善に努めることが期待されている。小規模、中規模、および大規模なバイアウト・パートナーシップに投資することが可能であり、投資先はステージ、産業、組成年が分散するように選定される。セカンダリーな投資により、ディストレスト・プライマリー・パートナーシップ売却の機会を活用することができ、資産分散を高めることが可能となる。原資産であるファンドのレバレッジ水準は、100-300%である。プライベート・エクイティ投資は流動性がなく、このため、投資機会およびまたは出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。コンポジットは2006年12月31日に構築された。組成年は、2006年である。組成年は、ファンド・オブ・ファンズの申込開始日で決定された。

評価

会社は、投資パートナーシップのジェネラル・パートナーにより報告される評価を使用している。投資の性質上、評価はすべて、主観的で観察可能なインプットおよび主観的で観察不可能なインプットの両方を使用して決定される。

パフォーマンス計算

ファンドの SI-IRR は日次キャッシュフローを使用して計算される。リターン計算に使用されるキャッシュフローおよび価値はすべて米ドル建て、または米ドルに換算されている。フィー控除前リターンは、すべての原投資パートナーシップの費用、運用報酬、成功報酬の控除後であるが、ABC Fund of Funds Manager の運用報酬控除前のものである。フィー控除後リターンは、ABC Fund of Funds Manager の運用報酬を含むすべての原パートナーシップのフィーおよび費用の控除後である。

運用報酬

ABC Fund of Funds Manager の運用報酬は、出資約束金の規模およびプログラム構成により異なる。運用報酬は、ファンド・オブ・ファンズへの出資約束金総額に課される 100 ベースポイントにトータル・ゲインへの成功報酬 10% を加算したものとなる。フィー控除後リターンは、成功報酬を含む、ファンド・オブ・ファンズおよび原ファンドの実際の運用報酬を使用して計算される。

ベンチマーク

ベンチマークは、プライベート・エクイティの金額加重 IRR から導出されており、GHI ベンチマーク提供会社が決定するバイアウト・ファンド・オブ・ファンズの市場全体のリターンに基づき計算される。各組成年のベンチマークは、2013 年 12 月 31 日現在の当該組成年の SI-IRR 中央値である。

提示例 6
プライベート・エクイティ：組成年によるファンド・オブ・ファンズ

Sample 6 Investments
2002年ファンド・オブ・ファンズ・コンポジット
暦年末現在のパフォーマンス結果

暦年	フィー控除前 SI-IRR (%)	フィー控除後 SI-IRR (%)	ベンチマーク SI-IRR (%)	コンポジット 資産額 (百万ドル)	会社の 運用総資産額 (百万ドル)	ポート フォリオ数
2002*	2.5	-5.5	8.5	2.6	250	≤ 5
2003	-4.2	-12.3	-3.8	4.7	300	≤ 5
2004	12.5	6.5	14.4	7.5	350	≤ 5
2005	45.8	40.8	42.7	24.2	400	≤ 5
2006	35.6	31.5	30.2	21.6	450	≤ 5
2007	22.2	19.3	13.5	14.7	500	≤ 5
2008	17.4	15.5	8.1	11.8	550	≤ 5
2009	17.3	15.3	7.5	11.0	600	≤ 5
2010	16.5	14.8	8.0	9.3	650	≤ 5
2011	15.9	13.5	8.5	8.1	700	≤ 5
2012	16.8	14.0	10.3	6.5	750	≤ 5

*2002年5月1日（開始日）から2002年12月31日までの期間のリターン

暦年	累積 出資約束金 (百万ドル)	払込出資金 (百万ドル)	累積 分配額 (百万ドル)	DPI	RVPI	TVPI	PIC
2002	20	3	0	0.00	1.04	1.04	0.15
2003	20	5	0	0.00	0.93	0.93	0.25
2004	20	8	2	0.22	0.94	1.16	0.40
2005	20	15	4	0.23	1.62	1.85	0.75
2006	20	17	12	0.71	1.25	1.96	0.85
2007	20	18	16	0.89	0.82	1.71	0.90
2008	20	19	17	0.89	0.62	1.51	0.95
2009	20	19	19	0.99	0.57	1.56	0.96
2010	20	20	23	1.18	0.47	1.65	0.98
2011	20	20	25	1.25	0.41	1.66	1.00
2012	20	20	29	1.45	0.33	1.78	1.00

投資戦略による原パートナーシップ投資
2012年12月31日現在のパフォーマンス結果

投資 戦略	フィー 控除前 SI-IRR (%)	ベンチ マーク・ リターン (%)	出資 約束金 (百万ドル)	払込 出資金 (百万ドル)	累積 分配額 (百万ドル)	累積 資産額 (百万ドル)	TVPI	DPI	RVPI	PIC
ベンチャー キャピタル	65.3	32.6	8.0	8.0	16.0	2.0	2.3	2.0	0.3	1.0
バイアウト	11.3	10.2	12.0	12.0	13.0	4.5	1.5	1.1	0.4	1.0

開示

Sample 6 Investments は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS[®]）への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Sample 6 Investments は、独立した検証者による検証を受けていない。

Sample 6 Investments は、チューリッヒ、メンロパーク、ニューヨーク、香港にオフィスを有する独立系のプライベート・エクイティ ファンド・オブ・ファンズ運用会社である。コンポジットは 2002 年 5 月に構築され、バイアウトファンドおよびベンチャーキャピタルファンドに投資する 1 つのクローズドエンド型ファンドから成る。ファンド・オブ・ファンズの投資期間は 8-10 年であるが、投資機会および/または出口戦略の変更により原ファンドの存続期間が延長される場合には、投資期間がより長くなる可能性がある。ファンド募集要項に詳細に記載されているとおり、主なリスクは、投資機会に応じて投資先の産業および地域が集中することであり、ファンド投資の性質上、流動性リスクがある。

コンポジットの組成年は、2002 年である。組成年は、ファンド・オブ・ファンズの最初のキャピタル・コール日で決定された。リターンはドル建てで提示されている。

2002 年ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットは、PQR 評価ガイドラインに準拠しており、同ガイドラインは GIPS 評価原則と整合している。評価は、通常、原投資のパートナーシップのマネジャーから提供される評価に基づく。ファンドの投資対象は公に取引されていないため、すべての投資は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価されるものとする。

2002 年ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットのすべてのリターンは、クローズドエンド型ファンドの管理費用（法務費用、会計費用等）控除後のものである。フィー控除前リターンは、Sample 6 Investments の運用報酬控除前のものである。フィー控除後リターンは、実際の運用報酬および成功報酬が発生した場合にはそれも含めて控除したものである。

ファンドの SI-IRR は日次キャッシュフローを使用して計算される。Sample 6 Investments の年間運用報酬は出資約束金総額の 1% である。

Vendor ABC Private Equity Fund of Funds Index（組成年 2002 年）がベンチマークとして使用されている。

会社の全コンポジットの概略一覧表、およびポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、準拠提示資料の作成に関する会社の方針は、請求に応じて提供可能である。

提示例 7
 プライベート・エクイティ：プライマリー・ファンド・ビークル
 Private Equity Capital Management
 2001年ベンチャーキャピタル・コンボジット
 12月31日現在のパフォーマンス結果

年末	払込出資金 (百万豪ドル)	開始来分配額 (百万豪ドル)	累積 出資約束金 (百万豪ドル)	コンボジット 資産額 (百万豪ドル)	会社の 運用総資産額に 占める割合 (%)
2001*	40.3	0.0	175.0	38.5	52.5
2002	82.3	1.0	175.0	78.8	58.3
2003	129.5	29.9	175.0	105.0	41.6
2004	143.5	42.3	175.0	120.8	37.8
2005	157.5	97.0	175.0	119.0	31.1
2006	166.2	129.3	175.0	112.0	28.0
2007	171.5	184.7	175.0	98.0	21.0
2008	182.5	184.7	175.0	78.8	11.9
2009	182.5	184.7	175.0	49.0	7.5
2010	182.5	184.7	175.0	31.5	1.1
2011	182.5	205.8	175.0	5.2	52.5

*2001年2月3日（開始日）から2001年12月31日までの期間のリターン

年末	TVPI	DPI	RVPI	PIC	コンボジット フィー控除前	コンボジット フィー控除後	ベンチマーク
					SI-IRR (%)	SI-IRR (%)	SI-IRR (%)
2001	0.96	0.00	0.96	0.23	-7.5	-9.5	-12.5
2002	0.97	0.01	0.96	0.47	0.3	-1.6	-3.5
2003	1.04	0.23	0.81	0.74	4.1	2.3	1.2
2004	1.14	0.29	0.84	0.82	8.2	6.4	7.4
2005	1.37	0.62	0.76	0.90	11.0	9.3	8.2
2006	1.45	0.78	0.67	0.95	13.0	10.1	9.7
2007	1.65	1.08	0.57	0.98	18.1	12.3	11.4
2008	1.44	1.01	0.43	1.04	16.9	10.4	10.1
2009	1.28	1.01	0.27	1.04	14.9	8.7	7.2
2010	1.18	1.01	0.17	1.04	14.0	7.7	6.8
2011	1.16	1.13	0.03	1.04	11.2	6.2	5.5

TVPI = 評価総額 / 開始来払込出資金

DPI = 開始来分配額 / 開始来払込出資金

PIC = 開始来払込出資金 / 累積出資約束金

RVPI = 残余価値 / 開始来払込出資金

開 示

準拠表明文

Private Equity Capital Management は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Private Equity Capital Management は、2001 年 2 月 3 日から 2010 年 12 月 31 日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。

検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。2001 年ベンチャーキャピタル・コンポジットは、2005 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日までの期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。

会社およびコンポジット

Private Equity Capital Management (“PECM”) は、ニューヨーク、ロンドン、シドニーにオフィスを有する独立系のプライベート・エクイティ投資会社である。2001 年ベンチャーキャピタル・コンポジットは、アーリーステージのテクノロジー会社の少数持分取得によって長期的なキャピタルゲイン獲得を目指す 1 つのファンドから成る。ファンドは、欧州、アジア・パシフィック、エマージング市場のテクノロジー会社に投資する。欧州のベンチャー投資は、他の地域のベンチャー投資よりも集中度が高く、少数の高品質会社に集中投資している。投資の出口機会には、株式公開 (IPO)、トレード・セール、セカンダリー・セールなどがある。中国、インドへの投資機会がターゲットとされ、中国ハイテク会社への配分はファンドの存続期間を通じて投資金額の少なくとも 10% とされる。国際的なベンチャーキャピタル投資は一般的に流動性がなく、為替リスクを伴う。投資機会およびまたは出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。2001 年ベンチャーキャピタル・コンポジットは、2001 年に構築された。コンポジットの組成年は 2001 年である。最初のドローダウンがあった年を組成年としている。会社のコンポジットの概略一覧表、およびパフォーマンス計算と準拠提示資料の作成に関する会社の方針は、請求に応じて提供可能である。

入力データおよび計算

2001 年ベンチャーキャピタル・コンポジットは、GIPS 評価原則に加えて LMN Venture Capital Association の評価ガイドラインに準拠している。評価は、PECM 社の評価委員会によって作成され、独立したアドバイザー・ボードによりレビューされる。当該コンポジット内の投資はすべて、直近取引価格または収益倍率のいずれかを使用して評価される。投資評価に関する会社の方針は、請求に応じて提供可能である。プライベート・エクイティ投資の性質上、すべての投資は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価される。

SI-IRR は、2009 年 12 月 31 日以前の期間については月次キャッシュフロー、それ以降は日次キャッシュフローを使用して計算されている。パフォーマンスは豪ドル (AUD) 表示である。

フィー控除前リターンは、取引費用および全管理費用控除後のものである。フィー控除後リターンは、取引費用、管理費用、運用報酬、および成功報酬を控除したものである。現在有効な標準的なフィー一覧表は次のとおりである。

マネジャーは年間運用報酬として出資約束手金の 2% を受け取る。マネジャーの利益参加 (成功報酬) は、リミテッド・パートナーが優先的に 8% のリターンを得た後に始まる。マネジャーはこれを超える分配利益があるときにその 20% を受け取る。その後、累積成功報酬額が純キャピタルゲイン累計額の 20% を超える場合には、マネジャーは、リミテッド・パートナーへの分配のためにその超過額分をファンドに払い戻す。

コンポジットには全期間を通じて 1 つのファンドしかないため、ポートフォリオの内部的散らばりは適用されない。

ベンチマーク

ベンチマークは、プライベート・エクイティの金額加重 IRR から導出されており、Benchmark Provider GHI が公表する国際ベンチャーキャピタルファンドの市場全体のリターンに基づき計算される。組成年のベンチマークは、同じ組成年の各年度末現在のリターンの中央値である。

提示例 8
Sample 8 Investments
大型株 SMA コンポジット

2001年1月1日－2010年12月31日

年度	フィー控除 後リターン (%)	XYZ イン デックス・ リターン (%)	内部的 散らばり (%)	12月31日現在			
				ポート フォリオ数	コンポジット 資産額 (百万ドル)	会社の 運用総資産額 (百万ドル)	SMA ポート フォリオの 占める割合 (%)
2010	8.4	10.2	0.7	1,834	2,125	18,222	100
2009	21.1	21.1	1.1	1,730	2,130	17,635	100
2008	-39.7	-39.8	1.0	1,631	2,141	19,246	100
2007	1.4	6.2	1.2	1,532	2,127	14,819	100
2006	11.4	10.5	0.9	1,428	2,116	12,362	100
2005	1.0	4.3	0.8	68	1,115	12,051	0
2004	6.8	4.9	1.0	52	1,110	13,419	0
2003	23.9	27.0	1.1	46	990	10,612	0
2002	-24.4	-19.1	0.9	38	975	9,422	0
2001	-17.7	-12.8	0.8	41	870	8,632	0

- Sample 8 Investments は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明し、GIPS 基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Sample 8 Investments は、1996年4月1日から2009年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。
検証は、(1) 会社が、コンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、および (2) 会社の方針と手続が、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかについて、評価するものである。大型株 SMA コンポジットは、2006年1月1日から2009年12月31日までの期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。
- Sample 8 Investments は、1940年投資顧問法に基づき登録された独立系の投資顧問会社であり、1996年3月に設立され、グローバル大型株、確定利付証券、バランス型戦略の運用を行っている。
- 2006年1月1日以降、コンポジットはXYZ インデックスをベンチマークとするラップフィー (SMA) ポートフォリオのみを含む。2006年より前のパフォーマンス数値は、機関投資家向け大型株コンポジットのリターンに基づく。
- 大型株 SMA コンポジットは、50億ドル超の時価総額を有する米国株に投資するポートフォリオから成る。
- コンポジットは2006年2月に構築された。コンポジットの概略一覧表は請求に応じて提供可能である。
- リターンはすべて米ドル表示である。ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、準拠提示資料の作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。
- XYZ インデックス・リターンは、提示期間の投資環境を代表するものとして提供されている。比較目的上、インデックスはフルインベストメントであり、インカム你再投資を含む。インデックス・リターンは、取引コスト、運用報酬、その他いずれのコストも控除されていない。インデックス・リターンは、公開情報源から取得されている。
- 補足情報として下記に提示される2006年から2010年までの「純粋な ("pure")」フィー控除前リターンは、すべての取引コスト、フィー、費用の控除前であり、比較目的のためにのみ提示されている。2006年より前の「純粋な」フィー控除前リターンは、取引コスト控除後のものである。SMA フィーは、取引コスト、ポートフォリオ運用、カストディその他の管理費用をすべて含む。フィー控除後リターンは、「純粋な」フィー控除前コンポジット月次リターンから SMA フィーの最高値 (年次ベースで2.50%、月次ベースで0.21%) を控除して月次ベースで計算されている。標準的なフィー料率：資産総額に対して2.50%
- 散らばりは、その1年間を通じてコンポジットに組み入れられていたポートフォリオの年間リターンの等加重標準偏差で測定されている。
- 2010年12月31日現在、コンポジットおよびベンチマークの3年間の年率換算された事後標準偏差は、それぞれ12.3%、13.2%である。
- 過去のパフォーマンスは、将来の運用成績の指標とはならない。

補足情報

年度	「純粋な」 フィー控除前 リターン* (%)	フィー控除前リターン (%) SMA フィー 3%を前提	フィー控除後リターン (%) SMA フィー 2%を前提
2010	11.1	7.9	9.0
2009	24.0	20.5	21.7
2008	-38.0	-40.1	-39.4
2007	4.0	0.9	2.0
2006	14.1	10.8	11.9
2005	3.5	0.5	1.5
2004	9.5	6.3	7.4
2003	26.9	23.3	24.5
2002	-22.3	-24.8	-23.9
2001	-15.5	-18.1	-17.2

* 「純粋な」フィー控除前リターンは、取引コストを含む全費用の控除前のものである。
「純粋な」フィー控除前リターンはフィー控除後リターンの補足情報である。

付属資料 B 広告例

1. パフォーマンスを含まない広告例

Generic Asset Management

Generic Asset Management は、Generic Inc. の機関投資家向け資産運用部門であり、定性分析に基づくグロース型運用に特化した登録投資顧問会社です。

Generic Asset Management は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明しています。Generic Asset Management のコンポジットの概略一覧表および/または GIPS 基準に準拠した提示資料を入手されたい方は、Jean Paul (123) 456-7890 にお電話いただくか、Generic Asset Management, 123 Main Street, Returnville 12345 あてまたは jpaul@genericassetmanagement.com に書面にてご連絡ください。

2. 1年、3年、5年の年率換算リターンを含む広告例

Generic Asset Management: グローバル株式グロース・コンポジット			
2012年3月31日まで			
	1年間	3年間 年率換算	5年間 年率換算
グローバル株式 グロース・コンポジット	-0.3%	13.7%	0.1%
XYZ World Index	-0.5%	13.8%	-0.6%

注: リターンはフィー (運用報酬) 控除後の米ドルで表示。

Generic Asset Management は、Generic Inc. の機関投資家向け資産運用部門であり、定性分析に基づくグロース型運用に特化した登録投資顧問会社です。グローバル株式グロース戦略は、利益、利益成長、および主要な評価指標に焦点を当てたものです。ベンチマークは、先進市場国の株式市場パフォーマンスを計測するよう設計されている XYZ World Index です。このベンチマークは、時価総額加重されており、すべての XYZ の先進市場インデックスで構成されています。

Generic Asset Management は、グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®) への準拠を表明しています。Generic Asset Management のコンポジットの概略一覧表および/または GIPS 基準に準拠した提示資料を入手されたい方は、Jean Paul (123) 456-7890 にお電話いただくか、Generic Asset Management, 123 Main Street, Returnville 12345 あてまたは jpaul@genericassetmanagement.com に書面にてご連絡ください。

3. 直近期間（Period-to-Date）のリターンおよび1年、3年、5年の年率換算リターンを含む広告例

Generic Asset Management: グローバル株式グロース・コンポジット				
	2012年3月31日まで		2011年12月31日まで	
	直近3ヵ月	1年間	3年間 年率換算	5年間 年率換算
グローバル株式 グロース・コンポジット	-3.84%	1.3%	15.0%	-1.2%
XYZ World Index	-4.94%	1.5%	14.1%	-0.7%

注: リターンはフィー（運用報酬）控除後の米ドルで表示。

Generic Asset Management は、Generic Inc. の機関投資家向け資産運用部門であり、定性分析に基づくグロース型運用に特化した登録投資顧問会社です。グローバル株式グロース戦略は、利益、利益成長、および主要な評価指標に焦点を当てたものです。ベンチマークは、先進市場国の株式市場パフォーマンスを計測するよう設計されている XYZ World Index です。このベンチマークは、時価総額加重されており、すべての XYZ の先進市場インデックスで構成されています。

Generic Asset Management は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明しています。Generic Asset Management のコンポジットの概略一覧表および/または GIPS 基準に準拠した提示資料を入手されたい方は、Jean Paul (123) 456-7890 にお電話いただくか、Generic Asset Management, 123 Main Street, Returnsville 12345 あてまたは jpaul@genericassetmanagement.com に書面にてご連絡ください。

4. 5年分の年間リターンを含む広告例

Generic Asset Management: グローバル株式グロース・コンポジット						
	2012年3月31日 までの直近3ヵ月	年間リターン 12月31日を期末とする年度				
		2011	2010	2009	2008	2007
グローバル株式 グロース・コンポジット	-3.84%	1.3%	13.0%	33.0%	-40.6%	9.6%
XYZ World Index	-4.94%	1.5%	11.8%	30.8%	-40.3%	9.6%

注: リターンはフィー（運用報酬）控除後の米ドルで表示。

Generic Asset Management は、Generic Inc. の機関投資家向け資産運用部門であり、定性分析に基づくグロース型運用に特化した登録投資顧問会社です。グローバル株式グロース戦略は、利益、利益成長、および主要な評価指標に焦点を当てたものです。ベンチマークは、先進市場国の株式市場パフォーマンスを計測するよう設計されている XYZ World Index です。このベンチマークは、時価総額加重されており、すべての XYZ の先進市場インデックスで構成されています。

Generic Asset Management は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明しています。Generic Asset Management のコンポジットの概略一覧表および/または GIPS 基準に準拠した提示資料を入手されたい方は、Jean Paul (123) 456-7890 にお電話いただくか、Generic Asset Management, 123 Main Street, Returnsville 12345 あてまたは jpaul@genericassetmanagement.com に書面にてご連絡ください。

付属資料 C コンポジットの概略一覧表の例

Sample Asset Management Firm

コンポジットの概略一覧表

1. 制約なしアクティブ UK 株式コンポジット

制約なしアクティブ UK 株式コンポジットは、アクティブ運用を投資方針とし、上場および非上場の UK 株式に投資する機関投資家向けポートフォリオのすべてを含む。保有銘柄の時価総額に制限はない。本コンポジット内のポートフォリオは、15 銘柄程度と極端に集中投資の度合いが高いため、十分に分散投資する戦略に比べてベンチマークとの相関が低い可能性がある。市場ボラティリティが高まると、コンポジットの特性は大きく変化する可能性があり、保有銘柄の流動性も低下するおそれがある。集中投資度合いが高いため、ポートフォリオは、より分散された戦略よりも個別銘柄リスクを有する傾向がある。ポートフォリオは、効率的な運用を目的として上場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引の双方を使用することができるが、カウンターパーティ・リスクが発生するおそれがある。ベンチマークは FTSE All Share[®] Index である。

2. エマージング市場ハイイールド確定利付証券コンポジット

エマージング市場ハイイールド確定利付証券コンポジットは、OECD 加盟諸国以外の国が発行するハイイールド・デット証券に投資する、機関投資家およびリテール向けポートフォリオのすべてを含む。この戦略では外貨建て資産への投資が可能であり、ヘッジはマネジャーに一任されている。この戦略は、主たるインカムとある程度のキャピタルゲインからトータル・リターンを得ることを目的としている。ハイイールド債は、政府債・投資適格債よりも信用リスクおよびデフォルトリスクが高く、流動性はより低い。規制のより少ない市場への投資は、政治的・経済的リスク、また発行者リスクが高くなる。ベンチマークは J.P. Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI+) である。

3. UK 流動性プラス・コンポジット

UK 流動性プラス・コンポジットは、英国の主要なクリアリングバンクおよび機関が発行する短期有利子預金証書、現金同等物、短期コマーシャルペーパー、その他のマネーマーケット商品に幅広く投資する機関投資家向けポートフォリオのすべてを含む。この戦略は目標修正デュレーションを 1 年未満としている。主な投資目的は、資産の保全、流動性維持、ベンチマークである 3 カ月 LIBOR レートよりも高いイールドの確保である。UK 流動性プラス戦略は、短期コマーシャルペーパーを追加的に保有する点で一般的なキャッシュ戦略とは異なっており、信用リスクはより大きくなる。

4. 社会的責任投資 (SRI) コンポジット

社会的責任投資コンポジットは、持続的な社会的責任活動を通じて社会および環境に積極的に貢献している会社の株式にグローバルに投資する、機関投資家向け単独運用ポートフォリオおよび合同運用ポートフォリオのすべてを含む。この戦略は、経済セクター、産業グループ、ビジネス展開地域を分散したコア株式ポートフォリオへの投資を通じて、インカムの増大傾向とともに長期的なキャピタルゲインを得ることを目的としている。外貨エクスポージャーはすべて米国ドルにフルヘッジされている。

社会的責任投資プロセスでは、会社およびセクターが選別されるため、十分に分散投資する戦略よりも集中投資度合いが高まる可能性がある。また、法律、科学的思考、国・超国家機関の政策、および行動における変化が、この投資戦略の保有銘柄に大きく影響する可能性がある。ベンチマークは Morningstar Ethical/SRI Global GIF Sector peer group である。

5. レバレッジ債券コンポジット

レバレッジ債券コンポジットは、トータル・リターンの最大化を追求しながら高レベルのインカムを投資家に提供することを目的として、ハイイールド企業・政府債に幅広く投資する、機関投資家向け単独運用ポートフォリオのすべてを含む。ポートフォリオはさまざまな残存期間の国内・国際確定利付証券に投資している。この戦略では、リスク、ボラティリティ、および通貨エクスポージャーの管理を目的として、上場・店頭デリバティブ（オプション、先物、スワップ、通貨フォワード取引を含むがこれらに限定されない）に投資することができる。この戦略は、カウンターパーティとの買い戻し契約を使用することにより、ポートフォリオ資産の2倍を超えない範囲までレバレッジすることができる。デリバティブへの投資はカウンターパーティのデフォルトリスクを伴う。また、レバレッジにより、その程度に応じて損益が拡大する可能性がある。ベンチマークは Barclays Capital Global Aggregate Bond Index である。

6. グローバル・コモディティ・コンポジット

グローバル・コモディティ・コンポジットは、コモディティ、エネルギー、素材を扱う会社に幅広くグローバルに投資する、機関投資家向けポートフォリオのすべてを含む。投資は、主にこうした会社の普通株への投資により行われている。素材への直接投資は最大10%まで許容されている。上場ファンドおよび上場コモディティ証券へのエクスポージャーも最大20%まで許容されている。基準通貨は米国ドルであり、米国ドル以外の通貨建て投資に関する通貨リスクはいずれも、マネジャーの裁量で0%から100%の間でヘッジすることができる。この戦略では、ギアもしくはレバレッジをかけることはできないが、ポートフォリオの効率的運用を目的として上場デリバティブ取引を使用することができる。

コモディティへの直接・間接投資は、ポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。また、法律、国・超国家機関の政策、および行動上の変化が、グローバルなコモディティ価格に影響を及ぼす可能性がある。コモディティ価格のボラティリティが高まると、直接保有するコモディティの流動性およびより広い市場との相関が急速に変化する可能性がある。ベンチマークは Dow Jones-UBS Commodity Index Total ReturnSM である。

7. 大型グロース株コンポジット

大型グロース株コンポジットは、ベンチマークである Russell 3000[®] Growth Index 中の平均的会社を上回る利益成長が見込まれる大型米国株に投資する、機関投資家向けポートフォリオのすべてを含む。コンポジットとベンチマークとのトラッキング・エラーは、3%未満を目標とする。

8. バランス型グロース・コンポジット

バランス型グロース・コンポジットは、十分な分散投資戦略により長期的なキャピタルの成長と安定したインカムを提供することを目的として米国の大型株と投資適格債に投資する、機関投資家向けバランス型ポートフォリオのすべてを含む。この戦略では、株式へのエクスポージャーを50-70%にすることが許容されているが、典型的な配分比率は55-65%である。

9. 通貨オーバーレイ・コンポジット

通貨オーバーレイ・コンポジットは、外貨建て預金、またはフォワード取引、先物、外国為替デリバティブのような外貨建て金融商品に幅広く投資する、機関投資家およびリテール向けポートフォリオのすべてを含む。主な投資目的は、もともとのグローバルまたは国際ポートフォリオの通貨エクスポージャーに為替レートの好ましくない影響が発生するときに通貨から収益を得、もしくはリスクを軽減することによりアルファを生成することである。ヘッジ戦略はパッシブからフル・アクティブまで行うことができる。通貨関連投資は、本質的にマクロ経済政策の変更によるリスクを伴う。政権交代や資本規制の変更が起きやすいエマージング市場では、そのようなリスクが大きくなるおそれがある。ボラティリティが高い期間では、通貨間の流動性と相関により、期待リターンが劇的に変化する可能性がある。店頭での外国為替フォワード取引およびデリバティブ取引は、カウンターパーティのデフォルトリスクを伴う。

10. アジア市場ニュートラル・コンポジット

アジア市場ニュートラル・コンポジットは、5億ドル超の時価総額の上場アジア株に投資するマーケット・ニュートラル戦略を用いた単独のヘッジファンドから成る。この戦略は、リスク管理された定量的スクリーニング・最適化プロセスを用い、純資産額の少なくとも85%に株式ロングポジションをとり、純資産額の少なくとも85%に株式ショートポジションをとる。戦略のロング部分では、定量的評価に基づき、市場に比して優位かつ持続的な利益成長性が見込まれる証券にオーバーウエイトし、逆に、ショート部分は、成長性が劣ると予想される証券または特定のイベントまたはモメンタムにより負の影響を受けるおそれのある証券で構成される。この戦略の主な目的は、株式ロングショートポジションのアクティブな取引により3カ月米国国債のリターンをアウトパフォーマンスすることである。

アジア市場ニュートラル戦略は、ロングとショートのポジションを同金額保有し、市場全体にわたるような変化の影響を排除することを追求している。市場状況によって、この戦略の投資プロセスに適合しない国、セクター、産業、時価総額、あるいはスタイル・バイアスへのエクスポージャーがポートフォリオに生じるおそれがある。アクティブな取引戦略は、パッシブ戦略に比して売買回転率がかなり大きくなる。

11. 2001年ベンチャーキャピタル・コンポジット

2001年ベンチャーキャピタル・コンポジットは、アーリーステージのテクノロジー会社の少数持分取得によって長期的なキャピタルゲイン獲得を目指す1つのファンドから成る。ファンドは、欧州、アジア・パシフィック、エマージング市場のテクノロジー会社に投資する。欧州のベンチャー投資は、他の地域のベンチャー投資よりも集中度が高く、少数の高品質会社に集中投資している。投資の出口機会には、株式公開（IPO）、トレード・セール、セカンダリー・セールなどがある。中国、インドへの投資機会がターゲットとされ、中国ハイテク会社への配分はファンドの存続期間を通じて投資金額の少なくとも10%とされる。国際的なベンチャーキャピタル投資は一般に流動性がなく、為替リスクを伴う。投資機会および/または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。

12. 2006年バイアウト戦略ファンド・オブ・ファンズ・コンポジット

2006年バイアウト戦略ファンド・オブ・ファンズ・コンポジットは、主に米国での成長志向のレバレッジド・バイアウトに特化した戦略を有する、プライマリーおよびセカンダリーのパートナーシップ投資から成る。パートナーシップのマネジャーは、コスト削減、景気下降局面への備え、金融工学よりも業務改善に努めることが期待されている。小規模、中規模、および大規模なバイアウト・パートナーシップに投資することが可能であり、投資先はステージ、産業、組成年が分散するように選定される。セカンダリーな投資により、ディストレスト・プライマリー・パートナーシップ売却の機会を活用することができ、資産分散を高めることが可能となる。原資産であるファンドのレバレッジ水準は、100-300%である。プライベート・エクイティ投資は流動性がなく、このため、投資機会および/または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。

13. バリューストック戦略による非クローズドエンド型不動産コンポジット

バリューストック戦略コンポジットは、インカムゲインおよびキャピタルゲインへの注力度が同等であるバリューストック投資戦略を使用して会社により運用される、すべての投資一任のオープンエンド型ファンドおよび個別勘定で構成される。ポートフォリオの最低資産額は10百万ドルである。ポートフォリオは、アジア地域の集合住宅、オフィス、産業用不動産、および商業施設のみを投資対象とするが、それら投資物件は運営、財務、再開発、および/または管理上のリスクの補正または軽減が必要である。30%から40%の適度なレバレッジ水準が用いられる。不動産投資は一般に流動性がなく、投資見直しは、信用枠やその他の資金調達の可能性いかんによって変更される場合がある。

14. バリューストック戦略クローズドエンド型不動産コンポジット

バリューストック戦略コンポジットは、インカムゲインおよびキャピタルゲイン双方に注力するバリューストック投資戦略を使用して会社により運用される、単独のクローズドエンド型コミングルファンドから成る。ポートフォリオは、米国内の主要市場に所在し、伝統的な物件よりもより高い運営上のリスクを伴う物件に投資することを目指している。レバレッジの目標水準は50%であり、最大60%まで許容される。不動産投資は一般に流動性がなく、投資見直しは、信用枠やその他の資金調達の可能性のいかんによって変更される場合がある。投資機会および/または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。

15. US コア株式コンポジット (終了したコンポジット)

US コア株式コンポジットは、GARP (growth at a reasonable price - 合理的価格での成長) 戦略に従って、市場サイクルを通じて S&P 500® Index を上回るリターンを得ることが期待される国内大型株の高品質特化ポートフォリオに投資する、機関投資家向けポートフォリオおよび合同運用ファンドのすべてを含む。Sample Asset Management Firm は、ファンダメンタル・リサーチとともに定量的スクリーニングプロセスを用いたうえ、マクロ経済ファクターおよび経済セクターへのエクスポージャーを加味してポートフォリオを構築している。ベンチマークは S&P 500 Index である。定量的投資スクリーニングは過去の株式相関に依存しており、市場ボラティリティが非常に高い期間においては、負の影響を及ぼすおそれがある。このコンポジットは 2009 年 3 月に終了した。

詳細なコンポジットの定義は請求により提供可能である。

GIPS Country Sponsor

社団法人 日本証券アナリスト協会
The Security Analysts Association of Japan

5F, Tokyo Stock Exchange Bldg.
2-1 Nihonbashi-Kabutocho, Chuo-ku
Tokyo 103-0026, Japan
Tel: +81 3 3666 1515

www.saa.or.jp

www.gipsstandards.org